

大阪府居住安定確保計画（案）

令和3年 月

大阪府

目次

1. はじめに	… 1
2. 現状及び課題	
2-1 居住支援の取組み	… 3
①住宅セーフティネット制度	… 6
②セーフティネット住宅	… 8
③居住支援法人	… 9
④協力店・相談協力店（不動産事業者）	… 11
⑤居住支援協議会	… 12
2-2 住宅確保要配慮者の属性ごとの居住支援	… 15
(1) 高齢者世帯	… 15
(2) 障がい者世帯	… 27
(3) 子育て世帯	… 29
(4) 外国人世帯	… 35
(5) 性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者	… 39
3. 施策の推進について	
3-1 居住支援の取組み	… 42
①住宅セーフティネット制度	… 42
②セーフティネット住宅	… 43
③居住支援法人	… 46
④協力店・相談協力店（不動産事業者）	… 47
⑤居住支援協議会	… 48
⑥連携、情報共有の強化	… 49
⑦公的賃貸住宅の活用	… 50
3-2 住宅確保要配慮者の属性ごとの居住支援	… 51
(1) 高齢者世帯	… 51
(2) 障がい者世帯	… 55
(3) 子育て世帯	… 57
(4) 外国人世帯	… 57
(5) 性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者	… 58
4. 参考資料	
・大阪府住宅まちづくり審議会居住安定確保計画推進部会 委員・専門委員及び専門家名簿	… 59
・大阪府住宅まちづくり審議会居住安定確保計画推進部会審議経過	… 60
・法定計画について	… 61

1. はじめに

大阪府は、これまで「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）」に基づく「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号。以下「高齢者住まい法」という。）」に基づく「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」を策定し、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保の取組みを進めてきたところです。

高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世帯、外国人などについては、自力で一定の質を備えた住宅を確保できない場合があります。また新型コロナウイルス感染症に起因する社会情勢の急激な変化等で住宅に困窮する府民に対して、居住の安定確保のための施策を講じることが行政に求められています。

福祉施策とも連携し、居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図るため、これまでの取組みの方向性を継続・発展させていくことが必要です。

大阪府地域福祉支援計画、大阪府高齢者計画、大阪府障がい者計画等の関連計画における取組みとも連携して、高齢者や障がい者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の居住の安定に関する総合的かつ効果的な施策を推進するため、これまでの「大阪府賃貸住宅供給促進計画」及び「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」を統合し、「大阪府居住安定確保計画」を策定します。

なお、大阪府は世界の先頭に立って SDGs（平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）」）に貢献する「SDGs 先進都市」をめざしており、本計画はこの SDGs に資するものです。

位置付け

本計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）に基づく大阪府の住生活基本計画である「住まうビジョン・大阪」の個別計画であり、住宅セーフティネット法に基づく「大阪府賃貸住宅供給促進計画」、かつ、高齢者住まい法に基づく「大阪府高齢者居住安定確保計画」です。

<参考：本計画に関連する計画>

- ・住まうビジョン・大阪
- ・大阪府営住宅ストック総合活用計画
- ・大阪府高齢者計画 2021
- ・第 5 次大阪府障がい者計画
- ・第 4 期大阪府地域福祉支援計画
- ・大阪府子ども総合計画
- ・第四次大阪府ひとり親家庭等自立支援促進計画
- ・大阪府再犯防止推進計画

※ここに記載している計画は、本計画策定時点（令和 3 年 月末）のものであり、今後新たに府で策定される計画等も関連する場合があります。

期間

本計画の計画期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。

なお、計画の達成状況の評価や社会・経済の変化、関連する計画との整合性などから、おおむね 5 年を基本として、必要に応じて計画の見直しを行います。

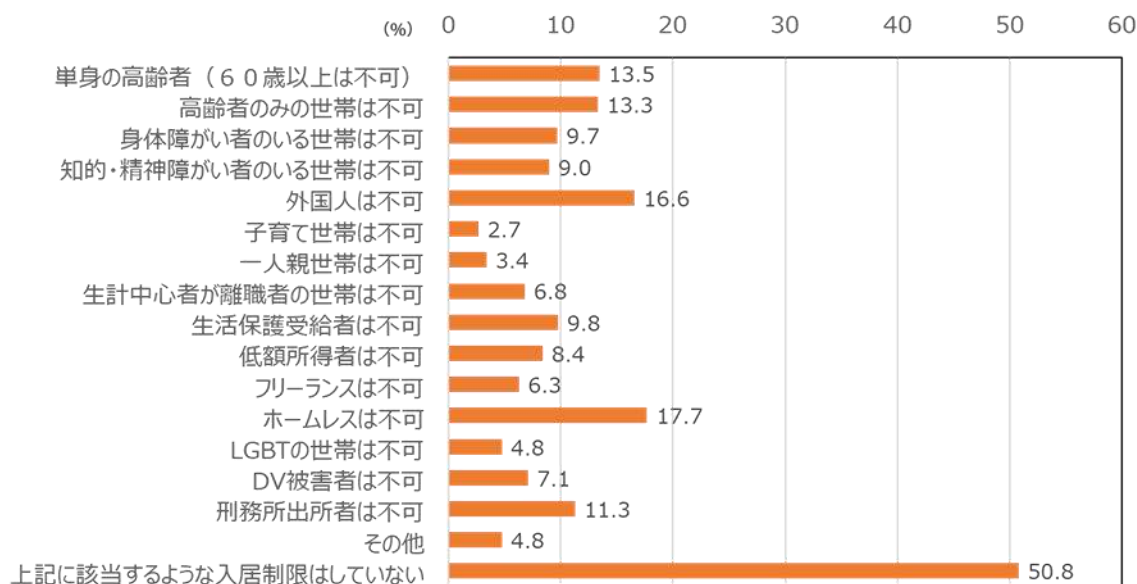
2. 現状及び課題

2-1 居住支援の取組み

民間賃貸住宅の賃貸人（全国）へのアンケートでは、ホームレス、外国人、高齢者、障がい者などの入居を制限しているとの回答がありました（令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省））。

○住宅確保要配慮者への入居拒否（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆募集時の入居制限の有無



出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

賃貸人が募集時に入居制限をする理由としては、「家賃の支払いに対する不安」「他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安」などが挙げられ、入居に対しての不安解消のために必要な取組みとしては、「家賃債務保証の情報提供」「入居トラブルの相談対応」などが挙げられています（令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省））。

○募集時に入居制限をする理由（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆類型別の募集時に入居制限理由

	全体	家賃の支払いに対する不安	住居の共用方法に対する不安	入居者以外の者の出入りの不安	近隣・近所が異なることへの不安	他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安	同居内で既に事故等に対する不安	生活サポートが異なることへの不安	その他
単身の高齢者（60歳以上）	162 100.0	99 61.1	31 19.1	19 11.7	13 8.0	18 11.1	67 41.4	11 6.8	8 4.9
高齢者のみの世帯	160 100.0	70 43.8	54 33.8	22 13.8	13 8.1	20 12.5	70 43.8	13 8.1	5 3.1
身体障がい者のある世帯	116 100.0	46 39.7	48 41.4	21 18.1	16 13.8	25 21.6	20 17.2	11 9.5	8 6.9
知的・精神障がい者のある世帯	108 100.0	35 32.4	43 39.8	16 14.8	16 14.8	44 40.7	19 17.6	4 3.7	8 7.4
外国人	199 100.0	94 47.2	84 42.4	66 33.2	97 48.7	51 25.6	13 6.5	30 15.1	7 3.5
子育て世帯	32 100.0	8 25.0	6 18.8	6 18.8	4 12.5	11 34.4	2 6.3	2 6.3	5 15.6
一人親世帯	41 100.0	13 31.7	11 26.8	11 26.8	9 22.0	6 14.6	4 9.8	6 14.6	4 9.8
生活保護受給者	117 100.0	85 72.6	21 17.9	20 17.1	6 5.1	22 18.8	15 12.8	18 15.4	12 10.3
低額所得者	101 100.0	78 77.2	15 14.9	7 6.9	9 8.9	20 19.8	11 10.9	9 8.9	7 6.9
LGBTの世帯	57 100.0	16 28.1	8 14.0	18 31.6	9 15.8	19 33.3	6 10.5	7 12.3	10 17.5
DV被害者	85 100.0	29 34.1	25 29.4	26 30.6	7 8.2	34 40.0	16 18.8	7 8.2	9 10.6

※選択数の中から最大3つまで選択。

出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

○入居に対しての不安解消のために必要な取組（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆類型別の募集時に入居制限理由

	全体	入居を促さない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続のサポート	家主やオーナーの不安解消	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	既に発生しているトラブルの解消	その他
単身の高齢者（60歳以上）	156 100.0	68 43.6	38 24.4	22 14.1	42 26.9	23 14.7	19 12.2	50 32.1	9 5.8
高齢者のみの世帯	155 100.0	43 27.7	44 28.4	34 21.9	51 32.9	17 11.0	26 16.8	58 37.4	10 6.5
身体障がい者のある世帯	108 100.0	25 23.1	28 25.9	34 31.5	33 30.6	27 25.0	10 9.3	16 14.8	9 8.3
知的・精神障がい者のある世帯	101 100.0	24 23.8	22 21.8	22 21.8	34 33.7	25 24.8	13 12.9	11 10.9	12 11.9
外国人世帯	189 100.0	43 22.8	62 32.8	47 24.9	29 15.3	86 45.5	24 12.7	19 10.1	22 11.6
子育て世帯	29 100.0	10 34.5	6 20.7	2 6.9	8 27.6	4 13.8	3 10.3	3 10.3	6 20.7
一人親世帯	40 100.0	7 17.5	8 20.0	7 17.5	8 15.0	9 22.5	5 12.5	5 12.5	3 7.5
生活保護受給者	110 100.0	26 23.6	37 33.6	21 19.1	20 18.2	35 31.8	29 26.4	16 14.5	14 12.7
低額所得者	93 100.0	18 19.4	39 41.9	7 7.5	12 12.9	24 25.8	27 29.0	13 14.0	8 8.6
LGBTの世帯	48 100.0	11 22.9	9 18.8	9 18.8	11 22.9	12 25.0	7 14.6	5 10.4	12 25.0
DV被害者	76 100.0	16 21.1	15 19.7	16 21.1	18 23.7	23 30.3	6 7.9	12 15.8	14 18.4

※選択数の中から最大3つまで選択。

出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

大阪府人権問題に関する府民意識調査において、障がいのある人、日本に居住している外国人、性的マイノリティに関して賃貸住宅などへの入居等について、人権侵害や問題などがあると思うか尋ねた結果は以下のとおりです。（令和2年度人権問題に関する府民意識調査報告書）。

○人権問題に関する府民意識調査

○障がいのある人に関して、障がいのある人が賃貸住宅などへ入居することが困難であることについて「あると思う」「どちらかといえばあると思う」の割合は68.2%であった。
 ○日本に居住している外国人に関して、賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けることについて「あると思う」「どちらかといえばあると思う」の割合は64.1%であった。

【障がいのある人】

	回答者数	あると思う	あると 思う	どちらか と 思 う	な い と 思 う	な ど ち ら か と 思 う	な い と 思 う	わ か ら な い	無 回 答
(1) 建物の設備整備、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすい環境が保たれていること	1000 1553	82.5 1281	45.5 706	37.0 575	11.1 173	8.7 135	2.4 36	5.9 87	0.5 8
(2) 仕事に就く機会が十分にあり、障がいのある人が働くための働物の環境整備が十分であること	1000 1553	81.7 1269	43.5 676	38.2 593	7.7 119	5.9 91	1.8 28	9.9 150	0.8 12
(3) 障がいのある子どもが安心して通学できる環境など、学校の取組が十分であること	1000 1553	89.5 1372	34.4 530	34.8 537	14.1 219	10.8 167	3.3 52	18.0 278	0.9 14
(4) 障がいのある人が賃貸住宅などへ入居することが困難であること	1000 1553	68.2 1049	36.5 561	31.7 493	0.0 0	5.7 88	2.3 35	22.7 352	1.1 17
(5) 障がいのある人に対する差別や偏見が軽減され、適切な支援を受けたりすること	1000 1553	72.9 1117	40.4 616	33.8 523	11.8 183	7.7 120	4.1 63	15.3 231	1.0 15
(6) 障害者に対する雇用など、障がい者が安心して働くための取組が十分であること	1000 1553	89.2 1372	32.1 493	37.2 568	10.8 167	12.1 186	4.1 63	12.9 200	1.0 15
(7) 障がいのある人に対する差別や偏見が軽減され、適切な支援を受けたりすること	1000 1553	83.8 1281	38.4 586	35.4 543	18.7 287	13.9 211	4.8 73	18.8 287	0.9 14
(8) 障がいのある人の意見や行動が尊重されやすいこと	1000 1553	84.1 1281	35.5 543	30.8 471	10.8 167	12.2 186	4.8 73	18.8 287	1.1 17
(9) スポーツ活動や文化活動への参加に対する配慮がなされていること	1000 1553	84.2 1281	35.0 539	31.2 471	22.8 351	13.8 211	5.2 79	18.8 287	1.0 15

※(1)～(9)それぞれについて、いずれか1つを選択。

【日本に居住している外国人】

	回答者数	あると思う	あると 思う	どちらか と 思 う	な い と 思 う	な ど ち ら か と 思 う	な い と 思 う	わ か ら な い	無 回 答
(1) 就職や仕事の内容・待遇などにおいて不利な条件に置かれていること	1000 1533	71.8 1114	35.4 543	30.4 464	12.8 198	8.1 125	3.5 54	10.0 153	0.6 9
(2) 賃貸住宅などの申込みや入居において不利な扱いを受けること	1000 1533	64.1 996	29.3 455	34.8 541	13.8 211	9.2 143	4.4 68	21.8 333	0.8 13
(3) 借家制度、借家等への大規模な改修の費用を新築されること	1000 1533	47.3 727	23.5 365	24.0 372	32.8 503	20.3 314	10.7 166	20.7 319	1.0 15
(4) 結婚相手やパートナーとの交際で周囲から反対を受けること	1000 1533	61.8 959	26.5 411	33.3 511	20.7 321	14.5 225	8.2 126	18.7 288	0.8 13
(5) 子どもに対して、自分の文化や生活習慣に合った教育が行われないこと	1000 1533	37.2 567	22.2 344	35.0 543	19.0 294	12.4 192	6.8 102	22.9 355	1.1 17
(6) 文化や生活習慣の違いを理由とする偏見を受けやすいこと	1000 1533	63.8 988	32.7 508	30.8 480	18.3 284	13.0 202	5.5 82	17.1 266	1.0 15
(7) 偏見や差別などで、外国語の表記などの存在が十分でないこと	1000 1533	60.4 942	29.4 456	39.0 594	19.7 306	13.6 214	5.9 90	11.3 175	0.6 9
(8) 特定の国籍や民族の人々を排斥する不安な法的措置（ヘイトスピーチ）があること	1000 1533	68.3 1081	40.1 623	28.2 438	13.0 201	9.0 138	4.0 62	17.7 275	1.0 15
(9) 飲みに意見が十分反映されないこと	1000 1533	62.7 974	31.9 498	30.8 478	13.8 214	8.2 125	4.6 71	22.5 349	1.0 15

出典：令和2年人権問題に関する府民意識調査報告書

○性的マイノリティに関して、賃貸住宅などへの入居を拒否されることについて「あると思う」「どちらかといえばあると思う」の割合は47.3%であった。

【性的マイノリティ】

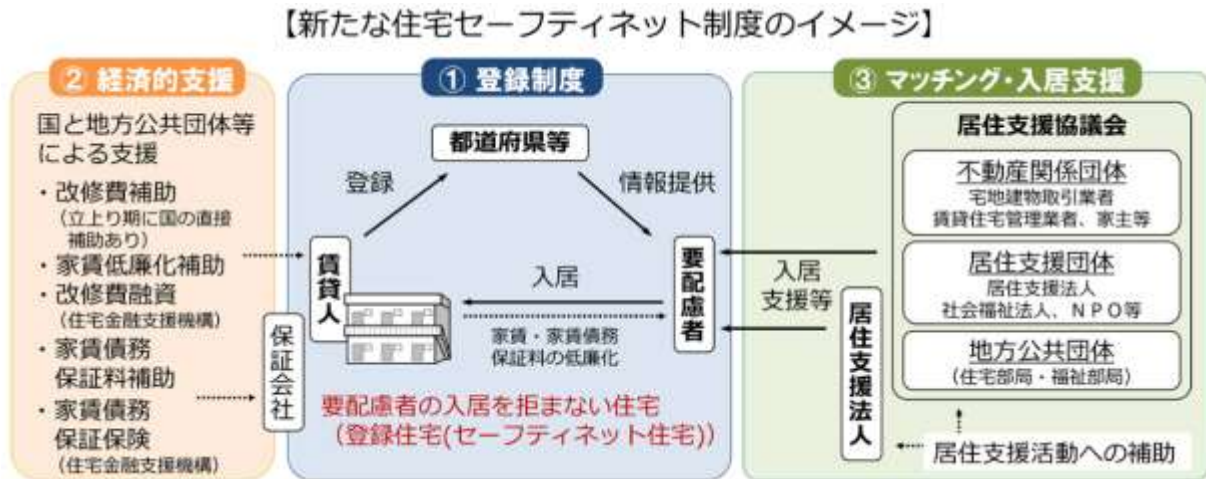
	回答者数	あると思う	あると 思う	どちらか と 思 う	な い と 思 う	な ど ち ら か と 思 う	な い と 思 う	わ か ら な い	無 回 答
(1) 性的マイノリティへの理解や認識が不足していること	1000 1553	74.9 1184	38.5 590	36.4 566	10.1 156	7.0 108	3.1 48	12.1 188	1.9 29
(2) 学校や職場などで偏見がせやいじめを受けやすいこと	1000 1553	72.7 1128	40.6 630	32.1 496	10.3 160	7.2 112	3.1 48	15.3 238	1.7 27
(3) 就職の場や職場で不利な扱いを受けること	1000 1553	85.4 1318	33.8 522	31.8 494	14.5 225	10.0 154	3.8 58	18.2 283	1.8 28
(4) 性的マイノリティに対する相談や支援体制が十分でないこと	1000 1553	67.0 1041	34.1 520	32.9 511	9.5 148	6.6 102	2.6 41	21.4 333	2.0 31
(5) 賃貸住宅などへの入居を拒否されること	1000 1553	47.3 734	25.9 397	21.7 337	24.0 374	15.6 243	8.4 131	26.8 416	1.9 29
(6) 借家制度、借家等への大規模な改修の費用を新築されること	1000 1553	47.4 734	24.1 375	27.5 428	33.1 515	20.2 316	12.8 198	25.4 394	1.9 29
(7) 本人が望んでいないのに、自分の性的指向や性自認を強要されること	1000 1553	66.5 1032	40.9 635	29.6 457	11.2 174	7.3 114	3.8 58	20.5 318	1.9 29
(8) パートナーがいないも、結婚と同様に扱われないこと	1000 1553	70.0 1088	40.0 630	29.4 458	10.1 157	6.0 93	4.1 64	18.1 281	1.9 29
(9) ことごとく責められたり、罰けられたりすること	1000 1553	68.1 1056	35.7 555	32.4 502	14.5 226	10.0 156	4.5 70	15.5 240	1.9 29

※(1)～(9)それぞれについて、いずれか1つを選択。

出典：令和2年人権問題に関する府民意識調査報告書

① 住宅セーフティネット制度

平成 29 年の住宅セーフティネット法改正により、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録制度の創設等を柱とした、新たな住宅セーフティネット制度が示されました。



出典：令和 2 年度都道府県等高齢者住宅担当課長会議資料（国土交通省）

居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- 居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- 都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

- NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- 社会福祉法人
- 居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

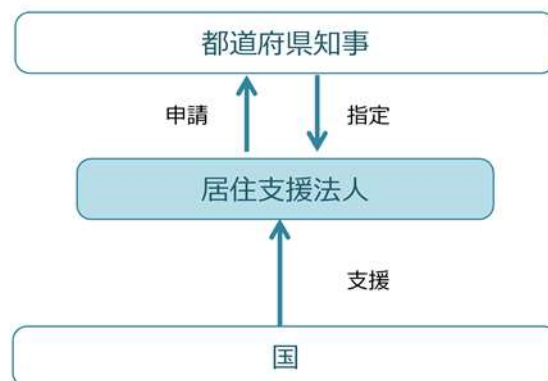
- 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- 見守りなど要配慮者への生活支援
- ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

● 居住支援法人への支援措置

- 居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- 〔R3年度予算〕 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

【制度スキーム】



出典：居住支援法人制度の概要（国土交通省）

大阪府では、高齢者や障がい者等の入居を受け入れる賃貸住宅の登録制度である「大阪あんしん賃貸支援事業」を平成19年に創設し、平成29年3月には耐震性等を確保した住宅を登録する「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」に移行するなど、平成29年10月25日に施行された住宅セーフティネット法の改正に先立ち、高齢者や障がい者等の住まいの確保に対する取り組みを行ってきました。

また、平成29年12月に策定した「大阪府賃貸住宅供給促進計画」において、住宅確保要配慮者の範囲を次のように定めています。

① 法で定められた者

- ・低額所得者
- ・被災者(発災後3年以内)
- ・高齢者
- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者
- ・子ども(高校生相当以下)を養育している者(妊婦がいる世帯も含む)

② 規則で定められた者

- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者
- ・東日本大震災による被災者
- ・供給促進計画で定める者

③ 基本方針に示されている者

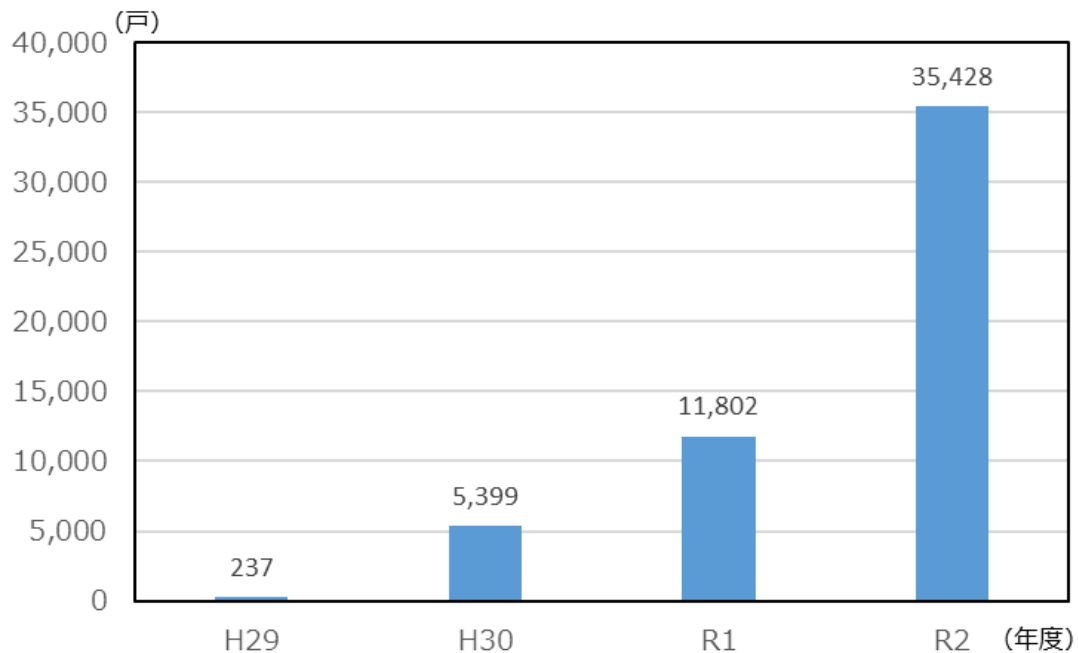
- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBTをはじめとする性的マイノリティ
- ・UIJ ターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者

②セーフティネット住宅

住宅セーフティネット法においては、セーフティネット住宅の登録申請にあたって、賃貸人は入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の範囲を定めることが可能となっていますが、大阪府では、「大阪府賃貸住宅供給促進計画 平成 29 年 12 月」において、高齢者専用などの住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（以下「セーフティネット専用住宅」という。）とする場合を除き、「対象となる住宅確保要配慮者の範囲を限定しない」こととし、入居拒否・入居差別の解消に向けて取り組んでいます。

また、大阪府賃貸住宅供給促進計画において、住宅セーフティネット法に規定する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅（セーフティネット住宅）の供給目標を令和 7 年度末までに府域全体で 2 万戸として設定しましたが、令和 2 年度中に達成しました（35,428 戸（うちセーフティネット専用住宅は 2,345 戸） 令和 3 年 3 月末時点）。

【セーフティネット住宅の供給実績】

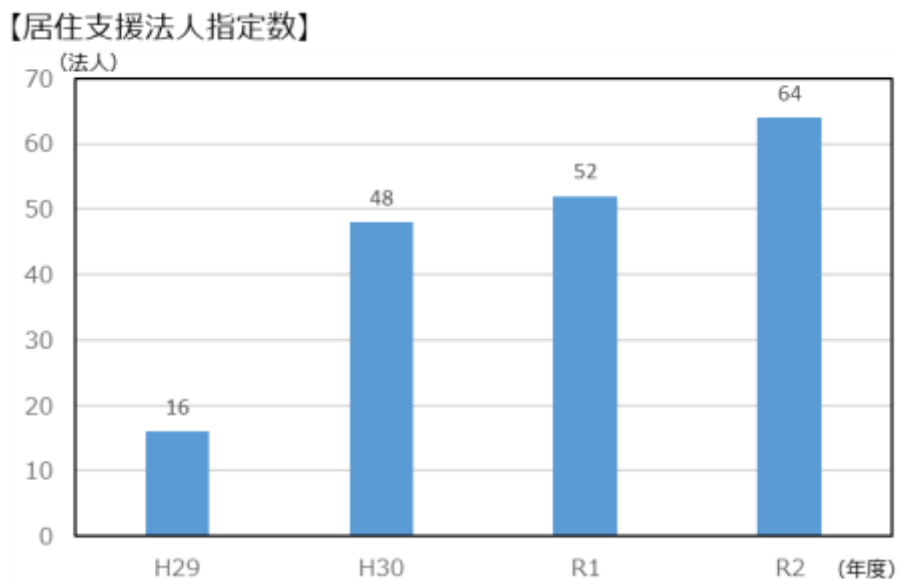


セーフティネット住宅の登録は、大阪市内及び堺市内の戸数が多く、地域（高齢者保健福祉圏）別に民間賃貸住宅戸数と比較すると泉州地域及び南河内地域のセーフティネット住宅割合が高い状況です（令和3年3月末時点）。



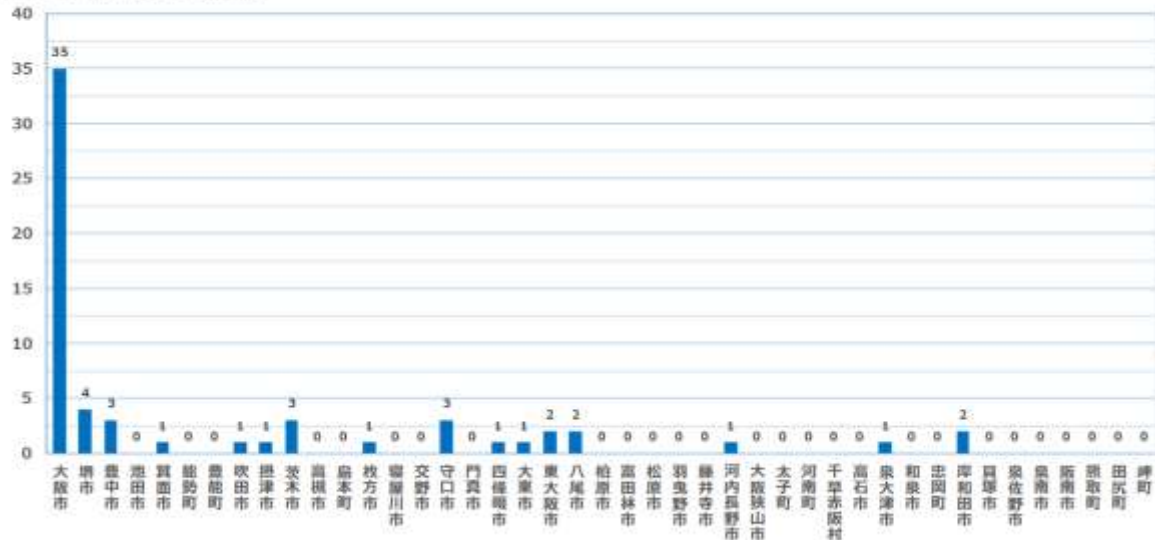
③居住支援法人

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、住まい探しの相談対応や情報提供、家賃債務保証、見守りなどの生活支援、家財処分など様々な支援を行う法人を、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援法人として知事が指定しています（令和3年3月末時点）。



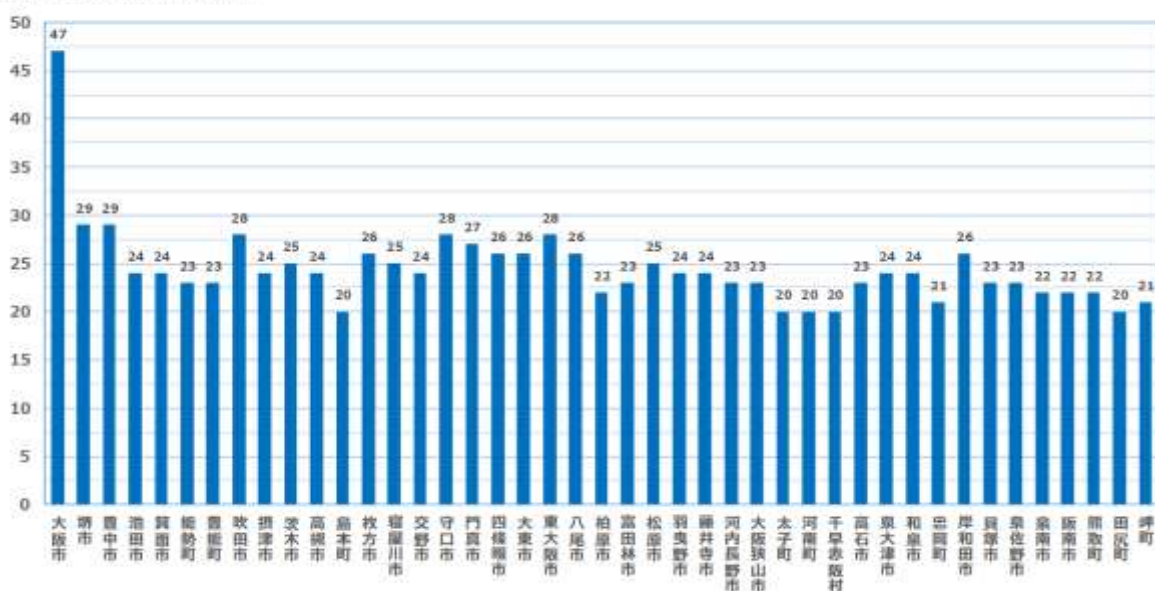
居住支援法人の主な活動エリアについては、大阪市が過半となっています（令和3年2月末時点）。

【市町村別居住支援法人の主な活動エリア】
法人数/62法人（R3年2月末時点）



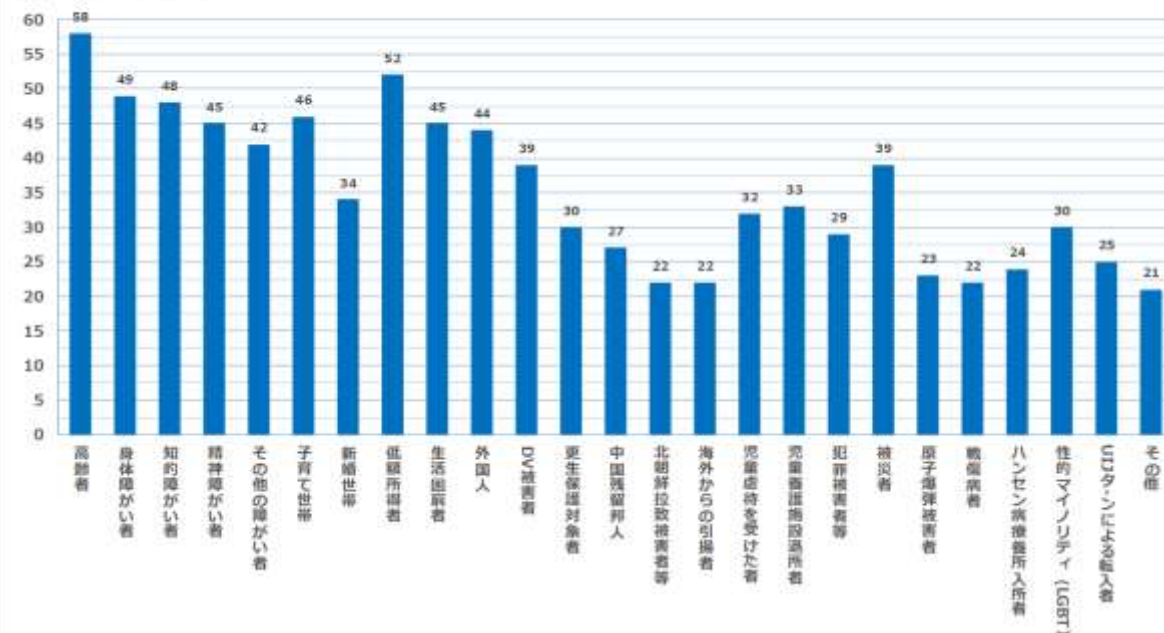
一方、大阪府内全域を活動エリアとする居住支援法人が 20 法人以上あり、府内全市町村において一定数以上の居住支援法人が活動しています（令和3年2月末時点）。

【市町村別居住支援法人の活動エリア】
法人数/62法人（R3年2月末時点）



大阪府内では、住宅確保要配慮者のどの属性においても、支援できる居住支援法人は一定数あります（令和3年1月末時点）。

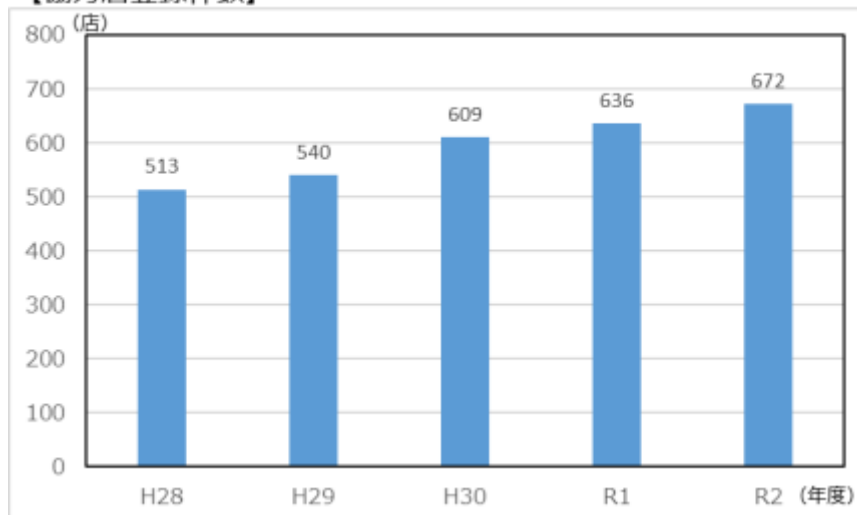
【居住支援法人の属性別支援状況】
法人数/60法人（R3年1月末時点）



④協力店・相談協力店（不動産事業者）

大阪府独自の取組みとして、不動産関係団体等の協力のもと、セーフティネット住宅の紹介など住宅確保要配慮者の住まい探し相談に応じる不動産事業者を「協力店」として登録しています。協力店のうち、市役所等で行われる住まい探し相談会において出張相談に応じるなど、特に積極的に相談対応等に取り組む不動産事業者を「相談協力店」として知事が指定しています。（令和3年3月末時点）

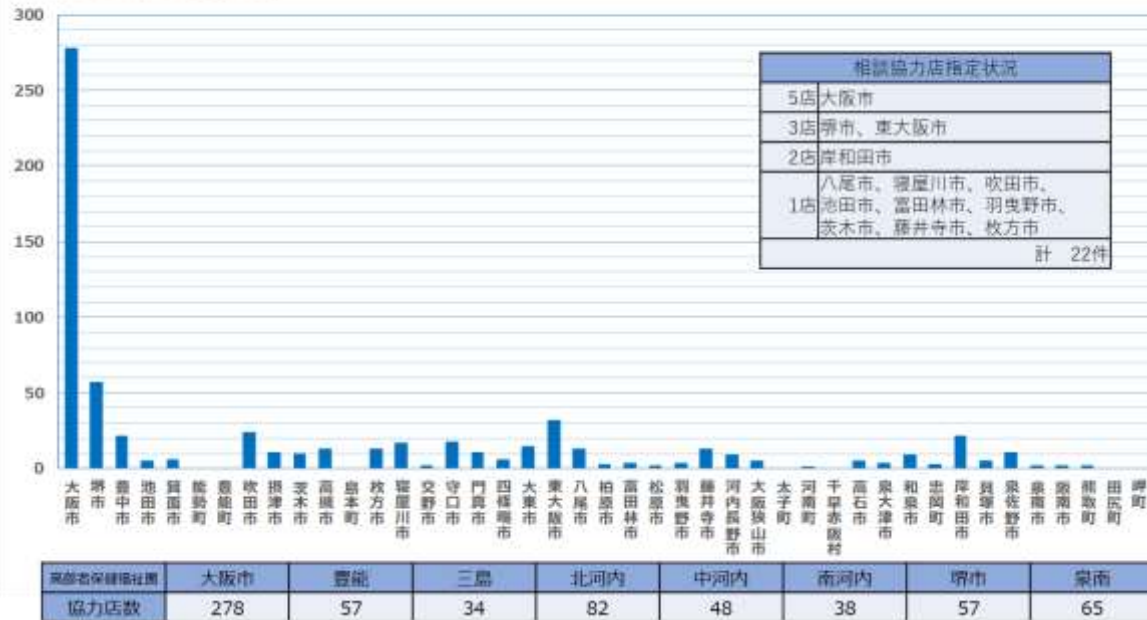
【協力店登録件数】



協力店がない市町村もありますが、地域（高齢者保健福祉圏）別には一定数の協力店、相談協力店があります（令和3年3月末時点）。

【市町村別協力店登録状況】

協力店数/672店（R3年3月末時点）



⑤ 居住支援協議会

住宅確保要配慮者への支援等を行うため、行政、不動産関係団体、居住支援法人等が連携し、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を設置することができます。行政が参画している大阪府内の居住支援協議会としては、大阪府全域の居住支援協議会である Osaka あんしん住まい推進協議会のほかに、豊中市居住支援協議会、岸和田市居住支援協議会があります（令和3年3月末時点）。

平成30年度に実施した府の居住支援体制整備促進事業をきっかけに居住支援法人を中心とした勉強会などを行っている地域もあり、大阪府も参加して居住支援協議会の設立に向けた助言を行っています。また、居住支援協議会設立に向けて、Osaka あんしん住まい推進協議会が勉強会などの資料作成等を支援しています。

【大阪府内の居住支援協議会数 3協議会（府、豊中市、岸和田市）】

- ・ Osaka あんしん住まい推進協議会（府協議会） 平成27年3月25日設立
入会している市町村数 39市町村（未入会：能勢町、豊能町、島本町、忠岡町）
※島本町は入会手続き中
- ・ 豊中市居住支援協議会 平成30年11月2日設立
- ・ 岸和田市居住支援協議会 令和元年8月28日設立

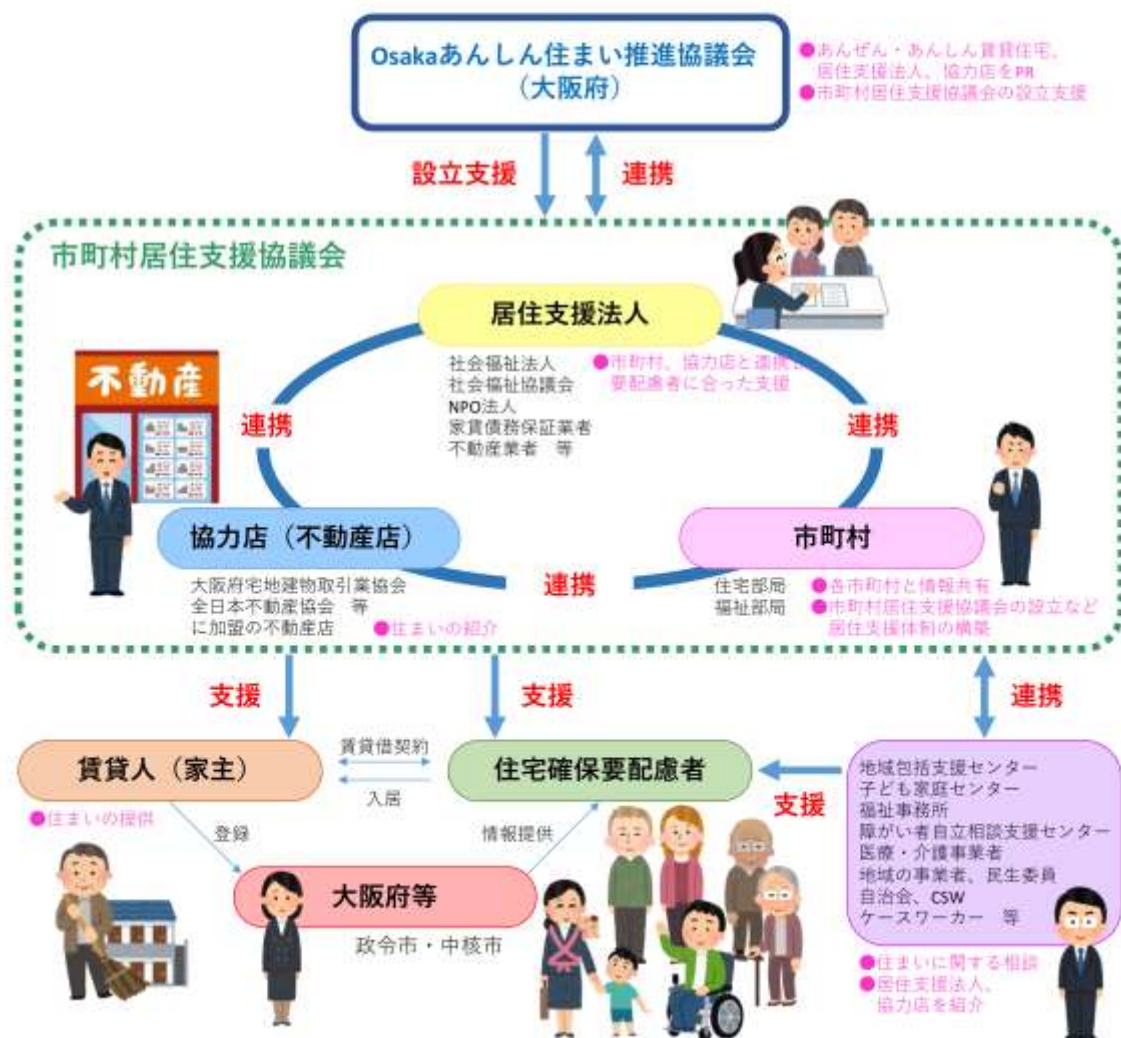
【Osaka あんしん住まい推進協議会の概要】

住宅の確保にお困りの方々をサポートできる Osaka をめざします！

Osaka あんしん住まい推進協議会は、高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯などの住宅の確保に配慮を要する方（住宅確保要配慮者）への支援、不動産事業者の方への支援、それらの支援方策の検討を行い、住宅の確保に配慮を要する方をサポートできるよう、様々な取り組みを行っています。

相談体制の構築

居住支援法人、協力店（不動産店）、市町村などが連携し、住まいを探す住宅確保要配慮者の居住支援をよりきめ細やかに行う仕組み（市町村居住支援協議会など）を構築するための支援を行います。



あんぜん・あんしん賃貸検索システムの運営

高齢者、低額所得者、障がい者、外国人、子育て世帯の方などからの住まい探しのご相談に応じる不動産事業者（協力店）、これらの方の入居に積極的な民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅、公営住宅、サービス付き高齢者向け住宅などの住まいを一元的に検索できる「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」の運営をしています。

詳しくは、パソコン、スマートフォンで
<http://sumai.osaka-anshin.com/>

あんしん賃貸 検索



「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」

居住支援関連イベントの実施

市町村と協力店が連携し、住まいを探す高齢者、障がい者の方などのご相談に応じる住まい探し相談会を開催するなど、居住支援関連イベントを実施しています。

各種情報提供

居住支援に関する制度を紹介するパンフレットの他、協議会のホームページを通じて様々な情報を提供しています。



住まいを探す方向け

不動産事業者向け

家主さま向け

「Osaka あんしん住まい推進協議会」ホームページ

協議会構成員（令和3年7月末時点）

【正会員】

〔不動産関係団体〕（5団体）

- ・（公財）日本賃貸住宅管理協会大阪府支部
- ・（公社）全日本不動産協会大阪府本部
- ・（一社）不動産流通経営協会近畿支部
- ・（一社）大阪府宅地建物取引業協会
- ・（一社）大阪賃貸住宅経営協会

〔公的事業者〕（4団体）

- ・大阪府住宅供給公社
- ・大阪市住宅供給公社
- ・独立行政法人 都市再生機構西日本支社
- ・独立行政法人 住宅金融支援機構 近畿支店

〔地方公共団体〕（40団体）

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、泉南市、堺市、太子町、河内町、千早赤阪村、藤井寺市、大阪狭山市、四條畷市、守口市、泉大津市、寝南市、貝塚市、熊取町、交野市、松原市、柏原市、田尻町、大阪府

【居住サポート会員】

- ・大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度事業者（協力店 678店、賃貸人、居住支援法人 74団体、居住支援団体）
- ・居住支援等の活動を行う非営利団体（NPO等）
- ・福祉関係団体

【賛助会員】

- ・本会の目的に賛同し、本会事業に積極的に賛助する民間団体又は民間事業者
- ・居住支援サービス商品を扱う民間団体又は民間事業者

2-2 住宅確保要配慮者の属性ごとの居住支援

(1) 高齢者世帯

① 高齢者向け住宅の供給

高齢者向け住宅（サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、シルバーハウジング、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム等をいう。以下同じ。）については、高齢者（65歳以上。以下同じ。）人口の4%を目安として、令和7年度末までに10万戸の供給をめざしており（大阪府高齢者・障がい者住宅計画 平成29年3月）、令和3年3月末時点で96,025戸（達成率96.0%）と順調に供給が進んでいます。

○府内の高齢者向け住まいの状況（類型別）

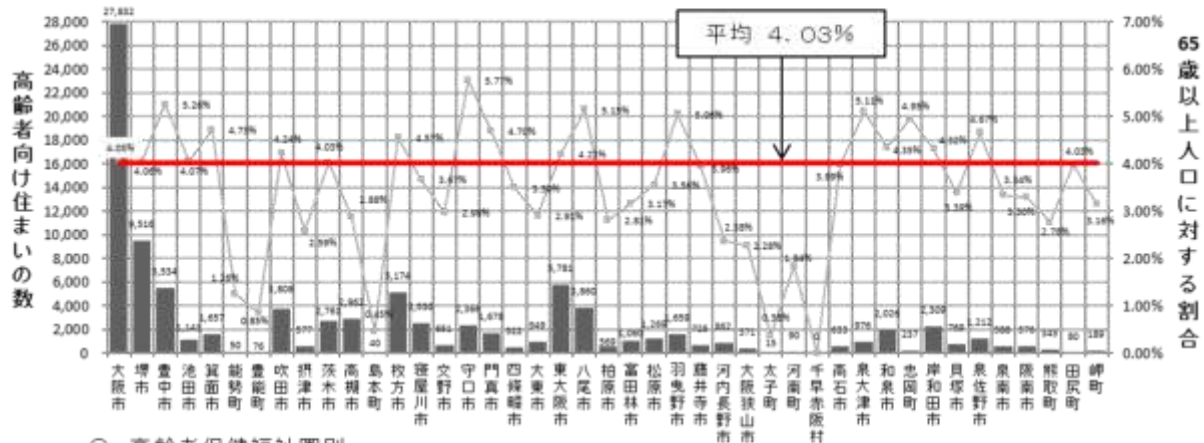
○大阪府内の高齢者向け住まい（高優良、シルバーハウジング、サ高住、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）の戸数は、96,025戸（令和3年3月末時点）
※高齢者向け住宅のうち、高優良、サ高住については、定年退職により収入や生活が大きく変化する前に居住の安定を確保しておくことが望ましい（公営住宅法逐条解説）との考え方などから、法制度上、「60歳以上」を入居要件としている。

		住まいの種別				提供介護サービス
高齢者向け住まい	一般の住宅	1. 持家・借家 【必要に応じたリニアフリー化や生活支援サービス】		2. 高齢者向け優良賃貸住宅 【緊急時対応サービス、家庭医療化】 5,607戸（令和3年3月末時点）		自宅等で 居宅サービス・地域密着型サービスを受ける
	サービス提供のある賃貸住宅等	3. シルバーハウジング 【公営住宅入居者への生活補助】 1,198戸（令和2年3月末時点）	4. サービス付き高齢者向け住宅 【安否確認、生活補助サービスのついた住居】 29,874戸（令和3年3月末時点）		5. 有料老人ホーム 【食事や介護、その他日常生活に必要なサービスを提供】 51,420人（令和3年4月1日時点）	
	老人福祉施設	6. 養護老人ホーム 【環境的、経済的に困難した高齢者の施設】 2,312人（令和3年4月1日時点）		7. 軽費老人ホーム 【低所得高齢者のための住居】 5,614人（令和3年4月1日時点）		
施設	介護保険施設等	8. 認知症高齢者グループホーム 【認知症高齢者の共同生活】 11,577人（令和2年3月31日時点）	9. 介護老人保健施設 【医学的管理下での介護、機能訓練】 21,210人（令和3年4月1日時点）	10. 特別養護老人ホーム 【介護、機能訓練】※地域密着型含む 37,879人（令和3年4月1日時点）	11. 介護療養型医療施設 【長期療養患者の入院施設】 521人（令和3年4月1日時点）	施設で施設・居住系サービスを受ける

高齢者向け住宅が所在する市町村には偏りがありますが、地域（高齢者保健福祉圏）別に高齢者人口と比較すると、どの地域においても一定量が供給されています。

○府内の高齢者向け住宅の状況（市町村別）

65才以上の人口に占める高齢者向け住まいの割合は4.03%。地域別に見ると一部の町村で低い値があるが、保健福祉圏別では大きな格差は見られない。（令和3年3月末時点）



○ 高齢者保健福祉圏別

高齢者保健福祉圏	大阪市	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州
戸数	27,832	12,266	6,340	11,670	10,210	6,051	9,516	9,940
65歳以上人口に対する割合	4.05%	4.52%	3.13%	4.20%	4.40%	3.29%	4.06%	4.07%

※65歳以上人口は、介護保険事業状況報告月報（R3.1）における第1号被保険者数（府合計：2,383,557人）

介護保険施設等の整備についても、大阪府高齢者計画で定めた目標に対し、おおむね順調に進んでいます。

○介護保険に係るサービスを提供する施設の整備目標量

整備の推移

(1) 介護保険施設の整備目標量（必要入所定員総数）

介護サービス類型 (施設名称)	平成29年度末 整備目標量 (平成27～平成29年度)
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	33,129人分
介護老人保健施設	21,209人分
指定介護療養型医療施設	2,349人分

参考：「大阪府高齢者計画2015」

介護サービス類型 (施設名称)	令和2年度末 整備目標量 (平成30～令和2年度)
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	34,314人分
介護老人保健施設	21,424人分
介護医療院 ※	100人分
指定介護療養型医療施設	1,069人分

※平成30年4月から新たな介護保険施設「介護医療院」が創設
参考：「大阪府高齢者計画2018」

計画最終年度の 整備状況 (平成29年度末時点)	【評価・分析】
32,648人分	○指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設については概ね計画を達成している。
20,855人分	○廃止が決定している指定介護療養型医療施設については計画を上回って減少している。
1,653人分	○引き続き、新たな計画（高齢者計画2018）に基づき取組みが必要。

現在の整備状況 (令和2年度末見込み)	【評価・分析】
33,994人分	○各指標については、概ね順調に進んでいる。
21,231人分	○廃止が決定している指定介護療養型医療施設については計画を上回って減少している。
0人分 ※	○引き続き、新たな計画（高齢者計画2021）に基づき取組みが必要。
521人分	

※介護医療院の整備目標量には、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分は含まず。

(2) 居住系サービス・地域密着型サービスの整備目標量
(必要利用定員総数)

介護サービス類型 (施設名称)	平成29年度末 整備目標量 (平成27～平成29年度)
介護専用型特定施設入居者生活介護	788人分
混合型特定施設入居者生活介護	19,244人分
認知症対応型共同生活介護	12,736人分
地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員29人以下の介護専用型特定施設)	505人分
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (定員29人以下の特養)	4,057人分

参考：「大阪府高齢者計画2015」

介護サービス類型 (施設名称)	令和2年度末 整備目標量 (平成30～令和2年度)
介護専用型特定施設入居者生活介護	640人分
混合型特定施設入居者生活介護	22,215人分
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	12,955人分
地域密着型特定施設入居者生活介護 (定員29人以下の介護専用型特定施設)	428人分
地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護 (定員29人以下の特養)	4,640人分

参考：「大阪府高齢者計画2018」

計画最終年度の整備状況 (平成29年度末時点)
738人分
18,447人分
11,376人分
312人分
3,413人分

【評価・分析】

- 各指標については、順調に進んでいる。
- 引き続き、新たな計画（高齢者計画2018）に基づき取組みを推進が必要。

現在の整備状況 (令和2年度末見込み)
542人分
21,636人分
11,937人分
317人分
3,886人分

【評価・分析】

- 各指標については、順調に進んでいる。
- 引き続き、新たな計画（高齢者計画2021）に基づき取組みを推進が必要。

○ 介護保険以外のサービスを提供する施設の整備目標量

施設名称	平成29年度末 整備目標量 (平成27～平成29年度)
養護老人ホーム	2,357人分
軽費老人ホーム	5,614人分

参考：「大阪府高齢者計画2015」

施設名称	令和2年度末 整備目標量 (平成30～令和2年度)
養護老人ホーム	2,354人分
軽費老人ホーム（A型）	790人分
軽費老人ホーム（ケアハウス）	4,824人分

参考：「大阪府高齢者計画2018」

整備の推移

計画最終年度の整備状況 (平成29年度末時点)
2,354人分
5,614人分

【評価・分析】

- 各指標については、順調に進んでいる。
- 引き続き、新たな計画（高齢者計画2018）等に基づき取組みの推進が必要。

現在の整備状況 (令和2年度末見込み)
2,312人分
790人分
4,824人分

【評価・分析】

- 各指標については、順調に進んでいる。

※令和2年度末実績値は集計中

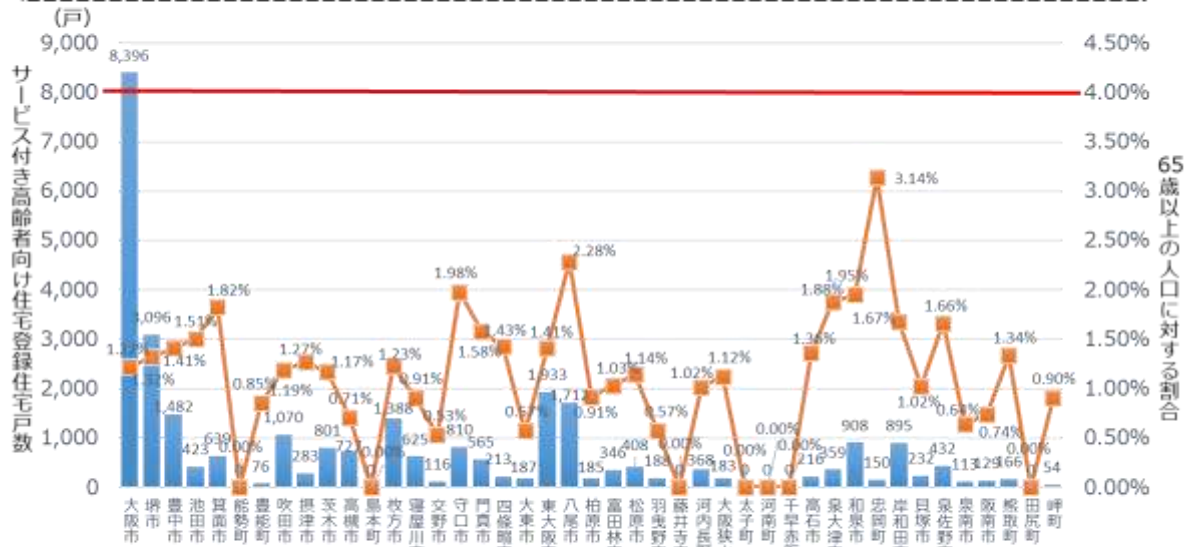
② サービス付き高齢者向け住宅の供給
サービス付き高齢者向け住宅の供給量

サービス付き高齢者向け住宅は、所在する市町村には偏りがありますが、地域（高

齢者保健福祉圏) 別に高齢者人口と比較すると、どの地域においても一定量が供給されています。

○府内のサービス付き高齢者向け住宅の登録状況(市町村別)

府内市町村のうち、サービス付き高齢者向け住宅の無い市町村は、7市町村(令和3年3月末時点)
能勢町、島本町、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村、田尻町



高齢者保健福祉圏	大阪市	豊能	三島	北河内	中河内	南河内	堺市	泉州	合計
登録住宅件数	187	86	46	97	110	50	84	108	768
登録住宅戸数	8,396	3,690	1,811	3,904	3,830	1,493	3,096	3,654	29,874
65歳以上人口の割合(戸数)	1.22%	1.37%	0.90%	1.19%	1.65%	0.81%	1.32%	1.50%	1.25%

※65歳以上人口は、介護保険事業状況報告月報(第3.1)における第1号被保険者数(割合計:2,383,557人)

また、大阪圏の特徴として、地価の高い大阪中心部にはサービス付き高齢者向け住宅が少なく、南部にサービス付き高齢者向け住宅が多くあります。そのため、南部の方が入居者の介護度が高い状況にあります。

○ サービス付き高齢者向け住宅の立地



統計	
総数	408(100%)
平均介護強度 1	388(11.9%)
平均介護強度 1-2	960(20.4%)
平均介護強度 2-3	1139(34.9%)
平均介護強度 3	360(11.2%)
統計	3261(100%)

*平均介護強度は自立0、要支援0.125として、加重平均を求め算出

出典：第4回サービス付き高齢者向け住宅に関する懇談会資料〔2020.1.28 三浦研究室〕(国土交通省)

大阪府では、サービス付き高齢者向け住宅への入居を検討する高齢者等の多様なニーズに対応するため、自律型サービス付き高齢者向け住宅、併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅の登録を進めていますが、ともに登録件数は伸びていない状況です。

○自律型サービス付き高齢者向け住宅の登録件数の推移（令和3年3月末時点）

	H29	H30	R1	R2	合計	府内総数
自律型サービス付き高齢者向け住宅の件数	4	0	8	0	12 (1.6%)	768 (100.0%)
自律型サービス付き高齢者向け住宅の戸数	112	0	338	0	450 (1.5%)	29,874 (100.0%)

○自律型サービス付き高齢者向け住宅のイメージ



○自律型サービス付き高齢者向け住宅の登録対象

- 以下に示す自律した日常生活に必要な施設・一定の専有面積を有する住宅
- ①洗面設備、トイレ、風呂、台所、収納設備、バルコニー等の物干しスペース
 - ②専有面積は一人部屋の場合25㎡以上とする
- 以下の点を考慮した運営がされていること
- ①居室内の設備が適切に維持管理されている
 - ②運営面でも入居者の自律した生活を促す配慮がなされる
 - ③入居者の要件を、要支援・要介護認定を受けた者に制限していない

○併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅の登録件数の推移（令和3年3月末時点）

	H29	H30	R1	R2	合計	府内総数
併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅の件数	25	0	23	2	50 (6.5%)	768 (100.0%)

○併設施設の種類別割合



○併設施設地域開放型サービス付き高齢者向け住宅の登録対象

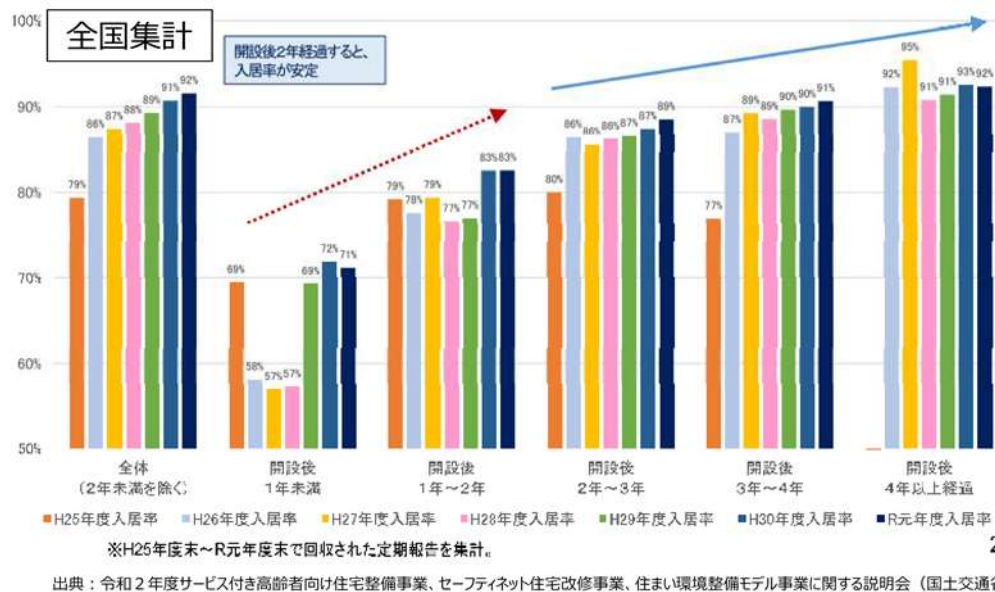
- 以下に示す高齢者生活支援施設を併設しているサービス付き高齢者向け住宅
- ①食事サービス施設（地域の方にも開放された食堂、近隣への食事配達）
 - ②交流施設（集会所、サークル活動）
 - ③健康維持施設（機能維持、機能回復）
 - ④短期入所生活介護事業所（ショートステイ）
 - ⑤短期入所療養介護事業所（医療型ショートステイ）
 - ⑥小規模多機能型居宅介護事業所
 - ⑦看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス）
 - ⑧定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- 併設される高齢者生活支援施設は、以下の点を考慮した運営がされていること
- ①入居者以外の方も利用できる地域に開かれた施設
 - ②地域支援事業として社会参加の場所として利用される施設

サービス付き高齢者向け住宅の入居率

サービス付き高齢者向け住宅の入居率は、国土交通省の調査によると開設後2年を経過すると安定するとされています。

大阪府の定期報告によると、平均入居率は90.7%、開設後2年未満を除くと93.6%となっています（令和2年9月末時点）。

○サービス付き高齢者向け住宅の入居率



出典：令和2年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業、セーフティネット住宅改修事業、住まい環境整備モデル事業に関する説明会（国土交通省）

大阪府のサ高住の平均入居率は90.7%、
入居開始から2年未満の住宅を除くと93.6%（大阪府定期報告集計）

サービス付き高齢者向け住宅の事業採択における市町村意見

国土交通省のサービス付き高齢者向け住宅に対する整備事業の採択時には、市町村が意見する機会が2段階で設けられています。補助金交付申請に際して意見聴取手続きを必要とするか否かをあらかじめ定め、必要とする場合には個別物件ごとに意見を回答することができます。個別物件ごとの意見聴取において、市町村がサービス付き高齢者向け住宅の整備に反対する場合には、国土交通省が整備事業の採択を行わないとする運用がなされています。

大阪府内で意見聴取を必要としているのは19市町、不要としているのは24市町村です（令和3年4月時点）。意見聴取を必要としている市町においても、多くの場合は個別物件ごとの意見聴取の際に「意見無し」と回答していますが、「意見聴取のあったサービス付き高齢者向け住宅を開設しても、市の高齢者人口当たりの高齢者向け住宅の割合が3%～5%の範囲内であり、市では適正な供給となっている」や「入居者の

介護の重度化や医療処置が必要となった場合に備えて、必要なサービスが提供されるよう医療機関・介護施設との適切な連携体制を整備すること」と回答している例もあります。

○サービス付き高齢者向け住宅の整備事業採択における市町村意見

市町村は国土交通省の整備事業採択に関して、2段階で意見する機会がある

1. 交付申請に際して意見聴取を必要とするか否か
2. 個別物件ごとの意見聴取への回答（充足していたらこの段階で拒否可能）

○地方公共団体の関与
→サービス付き高齢者向け住宅の整備費補助に当たり、市区町村への意見聴取を要件化（H28.4～）

意見聴取の手続き

市区町村からの意見の観点例

1. 地域における高齢者住宅の必要量の確保
✓ 当該地域の将来における高齢者人口等を勘案して、必要な高齢者住宅が供給されているか。
2. 公共交通機関へのアクセス等の立地
✓ 高齢者が公共交通機関や生活利便施設等を利用しやすい立地であるか。
3. 医療・介護サービスとの連携
✓ 入居者の介護の重度化や医療処置が必要となった場合に備えて、必要なサービスが提供されるよう医療・介護サービスとの適切な連携が図られているか。
4. その他まちづくりとの整合

※政令市・中核市は都道府県を経由せず、直接意見聴取
出典：令和2年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業、セーフティネット住宅改修事業、住みよ環境整備モデル事業に関する説明会 18

意見聴取を必要とする市区町村	不要とする市区町村
宇治市 富田町 市川高野町 松原市 松原市 門川町 津和野町 四條市 北河内町 羽曳川市 高槻市 高槻市 松原市 松原市 松原市 田原町 松原市 太子町 高槻市	大原市 八尾市 香取市 南和町 豊中市 池田市 吹田市 東大阪市 貝塚市 枚方市 茨木市 豊成町 大東市 稲妻市 箕面市 堺市 羽曳川市 香取市 高槻市 藤井市 東大阪市 交野市 豊能町 千早赤阪村

出典：サービス付き高齢者向け住宅整備事業HP

既存ストックを改修したサービス付き高齢者向け住宅の整備

国土交通省によると、空き家等の既存ストックの改修によるサービス付き高齢者向け住宅の供給は、6%弱（令和2年3月31日時点）にとどまっています。改修の課題について、用途変更しやすい既存ストック（寄宿舍、有料老人ホーム、病院など）が少なくバリアフリー基準適合などに費用がかかる、スプリンクラー設置費用がかかる、改修工事において予期しない追加が発生するリスクがあることが挙げられています。

既存ストックを改修型のサービス付き高齢者向け住宅整備の実態について

空き家等の既存ストックの改修によるサービス付き高齢者向け住宅の供給は、令和2年3月31日時点で**6%弱(累計)**にとどまっている。改修の課題については以下の3つが挙げられる。

- ①用途変更しやすい既存ストック(寄宿舍、有料老人ホーム、病院など)が少なく、バリアフリー基準適合などに費用がかかる
- ②スプリンクラー設置費用がかかる(H27消防法改正)
- ③改修工事において予期しない追加が発生するリスクがある

【改修型の補助実績(累計)の用途別内訳】

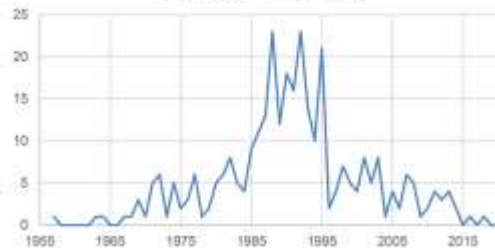
従前用途	物件数
共同住宅等	106
寮	50
病院	37
事務所	31
老人福祉施設等	24
ホテル	25
学校	12
店舗	28
工場	14
その他	23
改修物件 計	349
(参考)全物件	5,872



※H23～R1に補助事業を活用したサービス付き高齢者向け住宅5,872件のうち、改修によって供給された349件について集計。
 ※「共同住宅等」は事務所や店舗等を併設した住宅を含む。「ホテル」は「旅館」「保養所」を含む。「学校」は「教習所」「幼稚園」を含む。
 「その他」は、「倉庫」「作業所」等を含む。

【改修型の補助実績(累計)の築年数別内訳】

築年度別 改修件数



【「サービス付き高齢者向け住宅整備事業」の補助実績】

年度別	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
交付決定件数	895	950	976	850	876	291	419	339	276	5872
うち改修	66	64	59	46	45	16	17	28	8	349
割合	7.4%	6.7%	6.0%	5.4%	5.1%	5.5%	4.1%	8.3%	2.9%	5.9%

※交付決定時点での件数をもとに算出

出典：令和2年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業、セーフティネット住宅改修事業、住み環境整備モデル事業に関する説明会（国土交通省）

28

サービス付き高齢者向け住宅と連携している介護保険サービス

サービス付き高齢者向け住宅における賃貸住宅事業と、連携している介護保険サービス事業が、それぞれ独立して採算が合う事業となることが、適正な事業運営につながると考えられます。しかしながら、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームにおいては、利用者本位ではない過剰な介護保険サービスの提供がなされているといった事例も見受けられます。

このため、国土交通省の整備費補助金の審査において、令和3年度からは、要介護度別の家賃等の設定を行う住宅は補助対象としないことになりました。また、これまで整備費補助を受ける場合を除き任意に公開されていた医療機関連携や看取りなどの運営情報が、令和3年度から登録事項として順次情報公開されることとなっています。医療やケアについて、入居時に、アドバンス・ケア・プランニング（ACP）の説明を行うサービス付き高齢者向け住宅もあります。

<参考>アドバンス・ケア・プランニング（ACP）について

もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組みを「ACP：アドバンス・ケア・プランニング」といいます。厚生労働省では、その愛称を「人生会議」に決定し、普及・啓発を行っています。

出典：厚生労働省ホームページ

<参考> 国土交通省におけるサービス付き高齢者向け住宅整備事業（補助金）見直しの概要

背景・課題	運営事業者の経営不振・廃業事案とサブリースオーナーとのトラブル予防 …①
	併設施設による過剰な介護サービスの提供等(いわゆる「囲い込み」)の指摘 …②
	これまでの整備状況等を踏まえた支援の重点化、災害時利用の促進 …③
	感染症対策の促進(新たな日常への対応)、人材不足を踏まえたサービス合理化 …④

サ高住を取り巻く状況や諸課題に対応するため、補助金の要件・審査等について見直し

1. サ高住の職員配置の確認 ・申請時及び事業中の定期報告の各時点において、職員の配置状況を確認	①関係
2. サブリース契約についての運営事業者から補助事業者(オーナー)への説明状況の確認 R2年度から実施 (1)法 ¹⁸ に基づく特定賃貸借契約締結前の重要事項説明書(写)の提出を必須化 (2)不当な勧誘がなく上記重要事項を確認した旨のオーナーによる署名を必須化	①関係
3. 家賃設定、入居率等の確認 (1)一定の運営実績がある場合、補助金申請時に既存物件の入居率および廃業等の状況を確認 (2)入居者の介護度等の程度により家賃、サービス費等の区分が行われてないことを確認 (3)補助対象の家賃限度額を引き下げ、所在市区町村に応じて設定(一律30万円→平均約15万円)	①関係 ②関係 ③関係
4. 補助対象事業の重点化 (1)戸当り補助限度額の見直し(改修:180万円→195万円、新築(住戸25㎡未満):90万円→70万円) (2)防災の観点からのエリア限定(土砂災害特別警戒区域に該当するものを対象外とする)	③関係
5. 「新たな日常」や人材不足に対応するための補助メニュー新設 ・IoTにより非接触サービスを可能とするために必要な、既設のサ高住の改善事業に対して新たに補助	①④関係
6. 災害時利用の要件化 ・災害時の応急仮設住宅又は福祉避難所として、居室等で要配慮者を受入れること等を補助要件化	③関係

※ ①関係で登録段階での情報開示の充実、④関係で職員の日中の常駐等の要件の合理化を別途検討中。
出典：令和2年度サービス付き高齢者向け住宅整備事業、セーフティネット住宅改修事業、住まい環境整備モデル事業に関する説明会（国土交通省）

41

<参考> 情報開示の拡充（登録段階）

省令改正の方向性（案）

施行時期：令和3年度中
※具体的な時期は未定

1. 登録段階での情報開示の充実
登録申請書への記載事項【登録事項】等に、補助事業の要件として開示を義務づけている情報【運営情報】を追加

<p>■既存情報【登録事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 名称及び所在地 事業を行う者 事業を行う者の事務所 戸数、規模並びに構造及び設備 入居契約、入居者資格及び入居開始時期 高齢者生活支援サービスの内容及び入居者から受領する金銭 管理の方法等 併設される高齢者居宅生活支援事業を行う施設 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携・協力 登録申請が基本方針に照らして適切なもの 	<p>■追加情報【運営情報】</p> <ol style="list-style-type: none"> 基礎情報 入居者情報 生活支援サービス等 状況把握・生活相談サービスを提供する職員の配置 生活支援サービス費で対応可能なサービス 緊急通報サービスの内容 オプションサービス(食事提供) 建築物の特徴 介護・医療サービスの利用状況等 運営方針等
---	---

+

運営情報の一部が登録事項となる

2. 状況把握・生活相談サービスの提供体制の合理化
常駐基準の要件(有資格者の常駐、日中の常駐等)及び生活相談サービスの提供体制について見直し

		日中	日中以外
常駐基準	原則	有資格者が常駐【500m以内】 緊急通報装置 ＜受動的把握＞ ※常駐可能な体制確保が望ましい	常駐【500m以内】 緊急通報装置 ＜受動的把握＞ （常駐可能な体制） 【一定範囲内】 ※常駐可能な体制確保が望ましい
	例外	有資格者が訪問 センサー等 ＜能動的把握＞	訪問 センサー等 ＜能動的把握＞
状況把握サービス		訪問 センサー等 ＜能動的把握＞	訪問 センサー等 ＜能動的把握＞
生活相談サービス		有資格者の相談体制 電話対応等	有資格者の相談体制

【凡例】
■ 有資格者要件あり ■ 人による対応 ■ 常駐による対応
□ 有資格者要件なし □ 機械による対応 □ 非常駐による対応

48

出典：令和2年度都道府県等高齢者住宅担当課長会議資料（国土交通省）

<参考> 登録事項と運営情報

■登録事項

- 法 § 6① 商号、名称及び住所
- 法 § 6② 事務所の名称及び所在地
- 法 § 6③ (法人である場合) 役員の名
- 法 § 6④ (未成年者である場合) その法定代理人の氏名及び住所
- 法 § 6⑤ サービス付き高齢者向け住宅の位置
- 法 § 6⑥ サービス付き高齢者向け住宅の戸数
- 法 § 6⑦ サービス付き高齢者向け住宅の規模
- 法 § 6⑧ サービス付き高齢者向け住宅の構造及び設備
- 法 § 6⑨ 入居者の資格に関する事項
- 法 § 6⑩ 入居者に提供する高齢者生活支援サービスの内容
 - 省令 § 5① 状況把握サービス
 - 省令 § 5② 生活相談サービス
 - 省令 § 5③ 入浴、排せつ、食事等の介護に関するサービス
 - 省令 § 5④ 食事の提供に関するサービス
 - 省令 § 5⑤ 調理、洗濯、掃除等の家事に関するサービス
 - 省令 § 5⑥ 心身の健康の維持及び増進に関するサービス
- 法 § 6⑪ 入居者から受領する金銭に関する事項
- 法 § 6⑫ 前払金の概算額及び講じる保全措置に関する事項
- 法 § 6⑬ (居住の用に供する前の場合) 入居開始時期
- 法 § 6⑭ 高齢者居宅生活支援事業を行う者との連携及び協力事項
- 法 § 6⑮ その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項
 - 省令 § 6① サービス付き高齢者向け住宅の名称
 - 省令 § 6② 竣工の年月
 - 省令 § 6③ 入居契約の形態
 - 省令 § 6④ 施設又は土地に関する権利の種類及び内容
 - 省令 § 6⑤ 管理又はサービス提供の委託に係る契約事項
 - 省令 § 6⑥ 登録基準に適合することを誓約する旨
 - 省令 § 6⑦ 維持及び修繕に関する計画
 - 省令 § 6⑧ 終身建物賃貸借契約の認可の有無
 - 省令 § 6⑨ 高齢者居宅生活支援事業の名称、位置及び種類
 - 省令 § 6⑩ 特定施設入居者生活介護事業所等の指定の有無
 - 省令 § 6⑪ 基本方針に照らして適切なるものである旨
 - 省令 § 6⑫ 欠格要件に該当しないことを誓約する旨
 - 省令 § 6⑬ 法定代理人が欠格要件に該当しないことを誓約する旨

■運営情報

- ①基礎情報
 - ・所在地・交通・開設年月
 - ・水道光熱費・位置
 - ・ホームページアドレス
- ②入居者情報
 - ・集計年月・年齢別人数
 - ・平均年齢・男女別人数
 - ・要介護度別入居者数
- ③生活支援サービス等
 - 状況把握・生活相談サービスを提供する職員の配置
 - ・常駐する職員の最小人数と時間・夜間の人員配置
 - ・サービスを提供する職員の保有資格
 - 生活支援サービス費で対応可能なサービス(追加費用なし)
 - ・状況把握(安否確認)・生活相談・緊急時対応・その他サービス(介護保険適用外)
 - 緊急通報サービスの内容
 - オプションサービス(食事提供)
 - ・配食の対応・利用者の状態に合わせた食事対応
 - 上記以外の生活支援サービス(追加費用あり)
 - ・オプションサービス
- ④建物の特徴
 - ・建物と近隣情報
- ⑤介護・医療サービスの利用状況等
 - 入退去状況
 - ・集計年月・住宅戸数・入居中戸数・基準日までの1年間の新規入居者数及び退去者数・基準日までの1年間に退去した者の人数と理由
 - その他
 - ・適正な運用に関する宣誓・重度の認知症・看取り
 - ・医療処置を必要とする入居者に対する対応や体制、特徴
 - ・医療機関との連携及び協力・介護サービスを利用している入居者の人数
 - ・生活支援サービスのみを利用している入居者の数
- ⑥運営方針等

黒字: 登録事項に既にある情報 / 追加不要な情報
 青字: 登録事項に含まれる情報
 > 登録申請書の項目に追加 【省令改正】
 緑字: 登録事項に追加される情報
 > 登録事項及び登録申請書の項目に追加 【省令改正】
 赤字: 定期報告において、登録主体が開示有無及び内容を確認する情報 【告示+事務連絡改正】
 : 従来の運営情報になく、新規追加の情報

49

出典: 令和2年度都道府県等高齢者住宅担当課長会議資料(国土交通省)

入居者にサービス選択の自由を説明せず併設事業所だけがサービスを提供している、いわゆる「囲い込み」に関して、大阪府では、大阪府高齢者・障がい者住宅計画(平成29年3月)において、高齢者住まい法第7条第1項第9号の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の登録の基準を追加して、「入居契約前の書面説明による状況把握・生活相談サービス以外の外部サービスの選択制の確保」を定めています。

整備費補助金の審査に加え、高齢者住まいの入居者に焦点をあてたケアプラン点検の手法等について検討する等、利用者にとって真に必要なサービスが提供される仕組みづくり等の検討が必要です。大阪府高齢者計画2021(介護給付適正化計画)において、ケアプランの点検等の市町村支援に取り組むとしています。

第2節 介護給付等適正化（第5期大阪府介護給付適正化計画）

めざすべき姿

公平公正な要介護認定の実施及び過不足のないサービス提供に向けた介護給付の適正化

現状と課題

- 市町村は、国の「介護給付適正化計画の計画策定に関する指針」等に基づき、適正化事業を実施していますが、保険者の体制等には差があり、取組みにもばらつきがあることから、大阪府としては、先行事例の共有等を通じ市町村の取組みを支援していく必要があります。

【参考：各保険者の介護給付適正化事業の実施率】 ※（ ）内の数字は実施保険者数

	第3期			第4期	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
①要介護認定の適正化	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)
②ケアプランの点検	100.0%(41)	92.7%(38)	95.1%(39)	100.0%(41)	100.0%(41)
③住宅改修等の点検	95.1%(39)	97.6%(40)	92.7%(38)	87.8%(36)	97.6%(40)
④福祉用具購入・貸与調査	97.6%(40)	100.0%(41)	68.3%(28)	68.3%(28)	68.3%(28)
⑤医療情報との突合	80.5%(33)	95.1%(39)	92.7%(38)	100.0%(41)	100.0%(41)
⑥縦覧点検	100.0%(41)	100.0%(41)	95.1%(39)	100.0%(41)	100.0%(41)
⑦介護給付費通知	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)	100.0%(41)
⑧給付実績の活用	61.0%(25)	68.3%(28)	48.8%(20)	58.5%(24)	63.4%(26)

※大阪府調べ

- 適正化主要8事業の現状と課題は以下のとおりです。

(1)要介護認定の適正化

要介護認定の適正化については、全保険者で取り組まれています。認定調査項目別の選択状況や一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び介護認定審査会の合議体間の差の分析、認定調査の平準化の取組内容には差があります。その要因として、分析に関するノウハウ不足、分析結果を効果的に取組みにつなげる具体策に係る情報が少ないといった課題があります。

(2)ケアプラン点検等、上記以外の7事業の市町村支援

【ケアプラン点検にかかる課題】

- ・ケアプランチェックに専門的な知識を有する職員の配置が十分でないなど体制が不十分。
- ・重点的に点検すべきケアプランの判別が難しい。

【住宅改修や福祉用具購入・貸与調査にかかる課題】

- ・専門知識を有する職員がいない、担当職員が不足、効果的な点検方法がわからない等。

【給付実績の活用にかかる課題】

- ・介護給付適正化システムの活用が限定的。また、効果的な活用方法がわからない。

- 近年、増加する有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅など的高齢者の住まいについては、高齢者の多様な住まいに対するニーズの受け皿として、今後とも重要な役割を担っていくことが期待される一方、一部では、利用者本位ではない過剰なサービスの提供がなされているといった事例も見られることから、利用者にとって真に必要なサービスが提供される仕組みづくり等、住まいの質の確保におけた取組みを行う必要があります。

施策の方向性

1. 要介護認定の適正化に取り組みます

- 市町村介護認定審査会を訪問することにより、審査会運営上の課題抽出と対応策等について市町村と意見交換したり、他市町村での取組事例を紹介することで、適切な要介護認定に向けた市町村の取組みを支援します。

2. ケアプラン点検等、上記以外の 7 事業の市町村支援に取り組みます

【ケアプラン点検について】

- 点検に従事する行政職員のスキルアップや重点的に点検すべきケアプランの共有を図る等の支援を行います。

【住宅改修や福祉用具購入・貸与調査】

- 先進的な調査について共有するなど、市町村とともに効率的な点検について検討等していきます。

【給付実績の活用】

- 大阪府国民健康保険団体連合会と連携し、介護給付適正化システムの活用方法に関する情報提供を通じ、市町村を支援していきます。

3. 高齢者住まいの質の確保に取り組みます

- 高齢者住まいの質の確保に向け、市町村とともにケアプラン点検の事例共有や高齢者住まいの入居者に焦点をあてたケアプラン点検の手法等について検討するとともに、住宅運営事業者に対する指導監督等を実施します。

出典：大阪府高齢者計画 2021（介護給付適正化計画）

サービス付き高齢者向け住宅の登録の 10 年目更新

サービス付き高齢者向け住宅は新規登録した後、5年ごとの登録更新が必要です。大阪府では、確実な登録更新のため、更新期限の3か月前までに事業者へ事前通知しています。大阪府内には、令和3年12月以降、10年目更新の対象となるサービス付き高齢者向け住宅があります。

国土交通省の整備費補助金が、サービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録・運営することを要件としているため、この10年間を経過した後、サービス付き高齢者向け住宅の登録を更新しない事業者があることも想定されます。

大阪府内の9割以上のサービス付き高齢者向け住宅は、食事や介護サービスの提供等を行っているため、老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）に規定する有料老人ホームに該当しています。有料老人ホームに該当する住宅が、サービス付き高齢者向け住宅の登録を更新しない場合には、有料老人ホームとしての届出が必要となります（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、特例として有料老人ホームの届出は不要）。

国土交通省の整備事業（補助金）は、サービス付き高齢者向け住宅として10年以上登録・運営することが要件。また、サービス付き高齢者向け住宅の登録は5年ごとに更新しなければ効力を失うが、10年を超えて更新することの事業者メリットが薄く、更新手続きが行われないことが想定される。



サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていれば、有料老人ホームの届出は不要
 ⇒登録更新しない場合は、有料老人ホームとしての届出が必要（老人福祉法）
 届出しない場合は未届の有料老人ホームとなり、違法状態となる

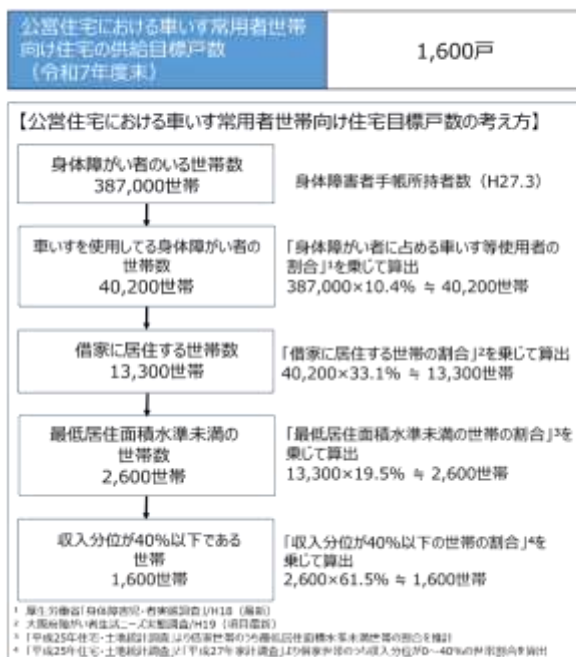
- 府では、登録更新もれを防ぐため、更新期限の3か月前までに事業者へ事前通知
- 府内では令和3年12月以降、10年目更新の対象となるサービス付き高齢者向け住宅がある

（2）障がい者世帯

①公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給

公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給について、「車いすを使用している身体障がい者を含む世帯」「借家に居住する世帯」「最低居住面積水準未満である世帯」「収入分位が40%以下である世帯」の4条件すべてに該当する世帯数を基に、平成28年度から令和7年度の10年間に1,600戸の供給を目標としています（大阪府高齢者・障がい者住宅計画 平成29年3月）。令和2年度末時点で974戸と順調に供給が進んでいます。

○ 公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給目標



供給実績の推移



②公営住宅の障がい者グループホームとしての活用

公営住宅の障がい者グループホームとしての活用については、大阪府障がい者計画で定めた目標に対し、順調に活用が進んでいます。

○公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の目標量

【公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の目標量】

期間	活用の目標量
平成27年度～平成29年度 参考：「第4次大阪府障がい者計画」	243人分
平成30年度～令和2年度 参考：「第4次大阪府障がい者計画 （後期計画）」	292人分

活用実績の推移

活用の実績量
367人分
386人分

出典：大阪府調査

【評価・分析】

- 平成27年度～平成29年度までの活用の実績量及び平成30年度～令和2年度までの活用の実績量はいずれも目標量を上回っている。
- 引き続き、公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の推進が必要。

(3) 子育て世帯

大阪府子ども総合計画 後期計画（令和2年3月）や第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年3月）などにより、地域の見守りや支援につなぐ取組み、ひとり親家庭等日常生活支援事業やファミリー・サポート・センター事業の活用等による生活面の支援、配偶者等からの暴力への対応などが行われています。



※ 〇は主な追加項目です。

個別の取り組み6 家庭と地域がともに養育力を高める仕組みの構築

現状から見た課題	
<p>・ 地域とのつながりが希薄化するなどにより、子育て家庭を取り巻く環境が変化してきています。このような中、子育てに積極的に取り組んでいる家庭がある一方で、子育てに不安や負担感をもち、地域から孤立しがちな家庭もあり、地域と一体となった、各家庭の状況に寄り添う適切な支援やその情報提供が求められています。</p>	
取り組み項目とその方向性	
<p>6-（1） 親子の育ちを応援し、子育て家庭を地域で支える仕組みの構築</p>	<p>すべての子育て家庭を対象に、地域からの支援により、子育て家庭の養育力を補完して、高める取り組みを進めるとともに、それらの取り組みが個々の家庭に確実に情報提供される仕組みや、保護者同士が情報交換できる環境づくり、多様な親の学びの機会の提供、子どもの「非認知能力」(※)の育成に向けた、乳幼児期における家庭の教育力の向上を図る取組み等を通じ、子育て家庭を支援します。</p> <p>また、「第3次大阪府食育推進計画」において、子どもたちが食べることを楽しみ、成長段階に応じた望ましい食習慣を身につけられるよう、食育を推進し、子どもの育ちを支援していきます。</p>
<p>6-（2） 子育て家庭を支援する地域ネットワークの構築</p>	<p>家庭での子育てが地域から温かく見守られているように感じる地域のネットワークを充実させ、地域全体の養育力を高める取り組みを進めます。</p>

※ 非認知能力とは、目標に向かってがんばる力、気持ちをコントロールする力、他の人と関わる力などの力のこと。乳幼児期にその土台が形成され、子どもの発達とともに成長していき、記憶力や推論する力などの「認知能力」の育成に影響を与えるとともに、生涯にわたって個人に影響を与えるとされる。

個別の取り組み10 必要な人に必要な支援が届く仕組みの充実

現状から見た課題	
<ul style="list-style-type: none"> 各地域において子どもや保護者を支援する場所は増加しており、各支援施策の充実とあわせて、困難を抱える子どもや保護者を地域の居場所や支援につなぐ仕組みの充実が重要となっています。 そのため、関係部局が連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的な取組が求められています。また、市町村と連携し、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要です。さらに、行政のみならず、社会全体で取り組んでいくため、民間企業や地域のボランティア等と連携していく必要があります。 	
取り組み項目とその方向性	
<p>10- (1)</p> <p>学校をプラットフォームとした地域・福祉等との連携による子どもや保護者を支援につなぐスキーム</p>	<p>学校は児童・生徒の日常的な学習の場であり、生活の様子など子どもの状況が現れる場所であることから、学校をプラットフォーム(※)とし、教育委員会、福祉・保健部局等の協働により、スクールソーシャルワーカー(SSW)やコーディネーター等が地域や支援機関と連携し、貧困など困難を抱える子どもや保護者を地域の見守りや支援につなぐ取組を進めていきます。</p>

※ この取組は、SSWをはじめとして、子どもや保護者と関わる様々な方が、教員とも連携しながら取り組むものです。

個別の取り組み11 ひとり親家庭等の自立促進

現状から見た課題	
<ul style="list-style-type: none"> 多くのひとり親家庭等が経済的に苦しい状況であり、子どもの健全な育ちのためにも、保護者への就業支援、生活支援を強化していく必要があります。 とりわけ、「子どもの貧困」については、ひとり親家庭の貧困率が高い状況にあり、子どもの健やかな成長を支え、「貧困の連鎖」を防止できるよう、ひとり親家庭に対する支援の強化が求められています。 	
取り組み項目とその方向性	
<p>11- (1)</p> <p>ひとり親家庭等の自立促進</p>	<p>継続的な就業支援を行うとともに、ひとり親になったときにできるだけ早期の段階から相談・支援できるような体制の整備に取り組みます。</p> <p>また、貧困率が高いひとり親世帯への生活面への支援を推進します。</p>

個別の取り組み17 その他支援が必要な人や子どもへの支援

現状から見た課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予期せぬ妊娠や経済的な事情等から飛び込み出産をするハイリスク妊婦に対しては、できるだけ早期からの対応が必要です。 ・ 配偶者等からの暴力によって子育てが脅かされることがないよう、早期の相談や保護の体制が確保されている必要があります。 	
取り組み項目とその方向性	
17- (1) 予期せぬ妊娠等に悩む人が妊娠早期から相談できる体制の充実	予期せぬ妊娠等に悩む人や飛び込み出産を防ぐため、できるだけ早い段階から相談や支援を受けられるような体制の充実を進めます。
17- (2) 配偶者等からの暴力への対応	<p>配偶者等からの暴力について、防止啓発に取り組むとともに、できるだけ早期に適切な相談や保護を受け、自立につなげることができるよう関係機関が連携して支援していきます。</p> <p>各種会議や研修等を通して、配偶者暴力相談支援センターの運営に必要な情報や専門的知識の提供、技術的な助言等を行うことにより、市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置に向けた支援を行います。</p>

第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画の概要

1. ひとり親家庭を取り巻く現状・課題 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 母子世帯の割合が上昇しているものの、半ば近くはパート・アルバイト等での就労形態、収入は低水準。 ▶ 父子世帯の増加、子どもの養育、専業主婦の生活面での困難を助へ、子育てと就業の両立が困難な状況。 ▶ 働かざるを得ない状況でいる、養育費の滞りは母子世帯で顕著。 ▶ 高齢・有職の就労状況が低く、適切な支援につなぐ仕組みの必要性が感じている。 	2. 計画の位置づけ <p>位置づけ ▶ 母子及び父子並びに遺棄離縁法第11条に規定する母子家庭及び遺棄の生活の安定と向上のための施策に関する基本方針(計画第2次)、同法第12条に定める自立促進計画</p> <p>期間 ▶ 令和2年度から令和6年度の5年間</p>
3. 基本理念 <p>～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～</p> <p>子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て世帯のひとつの家族形態として、自らの力を發揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。</p>	4. 推進にあたっての基本的な考え方 <p>〇国、大阪府、市町村等の役割分担と連携による支援 国、大阪府、市町村等の役割分担を適切に担い、互いに連携しながら総合的な取組みの推進を図る。 〇働かせと養育を両立し、適切な生活分野の確保による生活 福祉分野や福祉分野などの関係機関が相互に適切な連携を図りながら連携の推進を図る。 〇相談・情報提供等による適切な支援による早期からの支援 不安の発露を早期に発見、把握し、その解決に必要な相談、情報提供、専門機関へのつなぎなど関係機関の連携を強化し、適切な支援を実施する。</p>
5. 計画の基本目標及び具体的取組み ※ 数値計の取組は、今次計画から新たに重点施策としたもの（新規取組）	
1. 就業支援 <p>ひとり親家庭等が安定した収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、就業能力向上のための訓練、効果的な就業あっせん、就業機会の創出など、就業面における支援の充実を図る。</p> <p>【就業あっせん】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 母子家庭就業支援・自立支援センター事業の推進 ▶ 母子・父子自立支援プログラム推進等事業と生活保護受給者等協力型就業支援事業等との連携 ▶ 地域型就業支援事業による就業支援 ▶ 母子・父子自立支援隊による就業支援 ▶ OSAKA しごとフィールドによる就労支援 ▶ 公共職業安定所等と連携した求人情報の提供 ▶ 公共職業安定所（ハローワーク）における就業紹介 など <p>【就業訓練等の実施・促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 公共職業訓練の実施 ▶ 就業支援講座の実施 ▶ 母子家庭・父子家庭自立支援助成事業等の実施 ▶ 就業訓練等に関する生涯学習プログラムの実施 ▶ 就業能力向上プログラム（ジョブ・カード制度）の推進 など <p>【就業機会創出のための支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 就職企業主に対するひとり親家庭の雇用の促進の取組 開く ▶ ひとり親家庭の雇用の創出に貢献し、働き先確保の促進 開く ▶ 母子・父子協力型就業支援等への就業機会の提供 開く ▶ 当該計画に併せてひとり親家庭の雇用の創出を促進する取組 開く ▶ ひとり親家庭の雇用の創出を促進する事業主への働きかけの創出 開く ▶ ひとり親家庭の雇用の創出を促進する取組 開く ▶ 公共職業安定所（ハローワーク）を基とした求職支援、求職者への求職の促進 ▶ 取組を促進した企業への取組等の促進 など 	2. 子育てを支援し、ひとり親家庭への支援 <p>子育てをひとりで担う、就業が困難な状況に陥ることができるよう、生活面への支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育料等軽減入会費の軽減 ▶ 養育費の滞り、子育て支援サービスの提供 ▶ 地域型就業支援事業（地域就業支援センター）の推進 ▶ ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進（ファミリー・サポート・センター事業）の推進 ▶ ひとり親家庭等日常生活支援事業の推進（ファミリー・サポート・センター事業）の推進
3. 養育費の確保・養育費滞りの支援 <p>ひとり親家庭の子どもの健やかな成長を促すため、国・地方自治体の関係機関と連携し、養育費の滞りを取り除くための取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 自治体間連携による支援 開く ▶ 養育費滞りに対する相談の推進 開く ▶ 養育費滞り解消センター事業の推進 ▶ 自治体や関係機関との連携 など 	5. 相談機能の充実 <p>身近なところで相談を受けられるよう、支援機関等の連携により、適切な支援につなげる相談機能の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 母子・父子自立支援隊等による相談事業の実施 ▶ 自立支援・父子協力センターにおける相談機能の充実 開く ▶ 土日・夜間型就業支援の実施 ▶ 母子父子協働推進委員、府・市町村関係による情報提供の充実 など
6. 経済的支援 <p>経済的に不安定な状況の解消及び経済的支援の実施し、経済的自立の促進体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 母子・父子・養育費滞り解消センター等の就業支援事業の実施 ▶ 児童手当手取り増進事業の実施 ▶ ひとり親家庭就業支援事業の実施 ▶ 各種減税・奨学金制度の実施等による就業支援 など 	6. 人権意識の醸成と啓発 <p>ひとり親家庭等の人権が不当な差別や偏見により侵害されることのないよう、人権意識の醸成を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権啓発に関する啓発の推進 ▶ 人権啓発員等に対する啓発の推進 ▶ 企業に対する公正採用に関する啓発の実施 ▶ 個人情報等の取扱いに関する取組の推進 など

※ 「〇〇の推進」とは、「〇〇の推進」と「〇〇の推進」を意味するものであり、数値計により、子どもによって取組むことになることを意味するものではありません。

子どもの貧困や児童虐待の世代間連鎖を断ち切るため、まずは衣食住の確保が必要ですが、それに加えて、子どもを守るだけでなく親の課題も含めて支援する「滞在型親子支援」により、各種法制度のはざまに対応し地域で見守っていく取組みも民間の支援団体において行われています。

特定非営利活動法人西成チャイルド・ケア・センター

地域の実家「にしなり★つながりの家」が必要です

私たち西成チャイルド・ケア・センターは、大阪市西成区で約10年間、こども食堂を中心に活動してきました。

100人以上のこどもとその家族に関わるなかで感じたのは、こどもの食だけでなく、こどもとその家族の暮らしを支えることの必要性。

どんなこどもも、そしてその家族も、この地域で人とつながり、将来に向けて、あたたかな日常を営めるのであってほしい。

「にしなり★つながりの家」設立のために、ぜひお力を貸してください。



なぜ「にしなり★つながりの家」が必要なのか

子育ては、すべてが初めての経験です。どんな親でも不安になります。ましてや一人親で働きながら子育てをするのは本当に大変なことです。実家を頼れずにひとりで必にちがっている親もたくさんいます。なかでも母子家庭は貧困率が51.4%と、二人親世帯の5.9%、父子世帯の22.9%と比べて高く、こどもの育ちへの影響はとくに深刻です。大阪市西成区ではそうした母子世帯が他地域よりも多く、一刻も早くお母さんたちをつながりのなかで支えていく必要があるのです。



出典：特定非営利活動法人 西成チャイルド・ケア・センター ホームページ

「にしなり★つながりの家」はこんなところ



完成イメージ図（外観）



完成イメージ図（内観）

1 困ったときに駆け込めて、一緒に生活できる場所

お母さんが子育てや家事に不慣れだったり、頑張りが過ぎて辛くなったときに、スタッフと一緒に生活するうちに家事の仕方や子どもの向き合い方を自然と身につけることができる場所です。
また子どもが家にいづらくなったり、生活が不安定になったりしたときに、いつでも来て生活を整え直せる場所です。



2 みんなと一緒に食事ができ、学べる場所

食生活が不規則だったり、ひとりで食べていたりすることが、みんなと一緒に楽しくおいしいフランスの取れたご飯を食べられる場所です。
また、子どもが自分のペースで学習をしたり、大人がもう一度学び直しをしたりできる場所です。



3 みんながお互いを支え合える場所

誰かに支えられると同時に誰かを支えることができる場所です。
「支援する人」「支援される人」ではなくて、困ったときはお互いさま。
“誰もひとりしなない地域”にするために、地域で生活する人と人をつないでいく場所です。



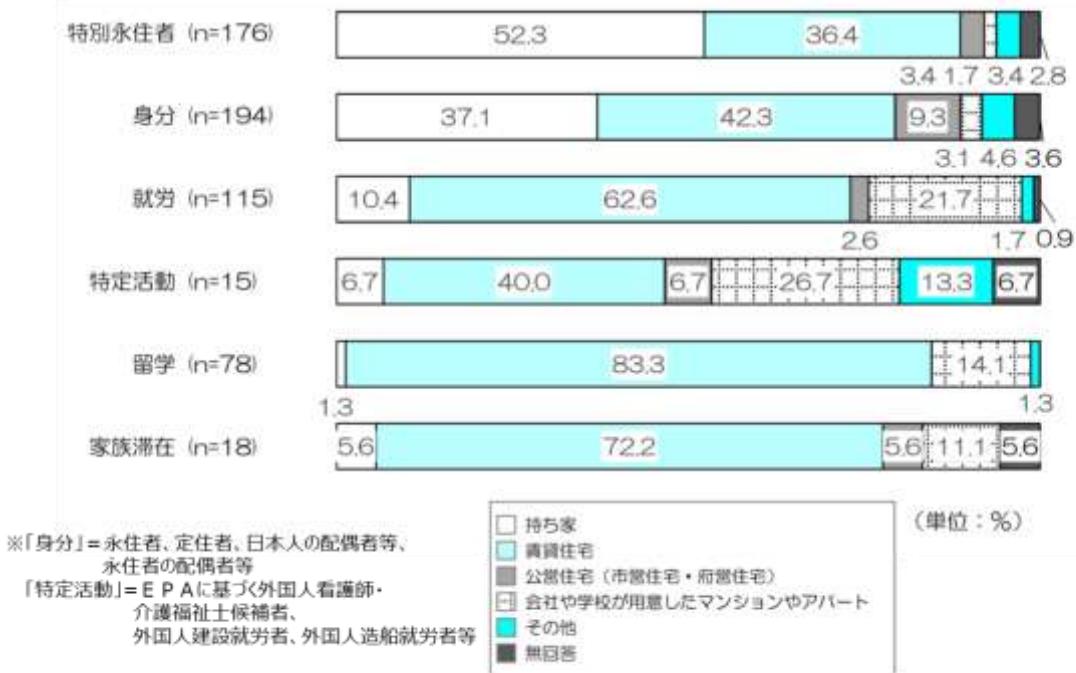
出典：特定非営利活動法人 西成チャイルド・ケア・センター ホームページ

(4) 外国人世帯

外国人の住居形態については、在留資格別に大きな違いがあります（令和元年度大阪市外国人住民アンケート調査報告書）。

○住居形態について（在留資格別）

- 在留資格別にみると、特別永住者と身分で「持ち家」は高く、留学で「賃貸住宅」は高い。
 ○就労と特定活動では「会社や学校が用意したマンションやアパート」が2割を超えており、他層に比べて高くなっている。

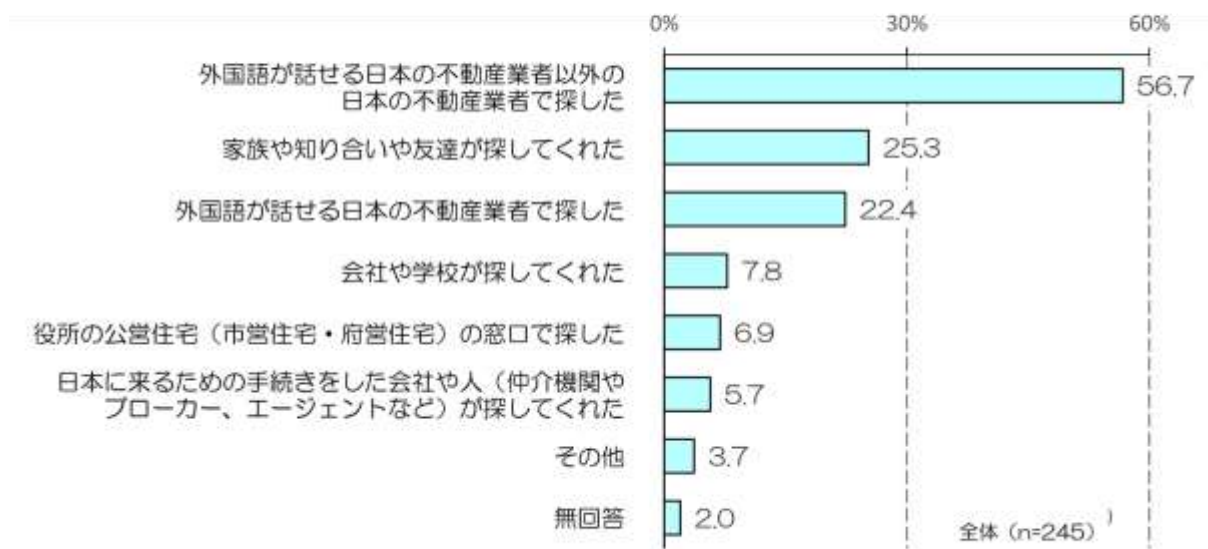


出典：令和元年度大阪市外国人住民アンケート調査報告書

過去5年間に住居探しの経験がある外国人に、住居探しの方法を調査したところ、「外国語が話せる日本の不動産業者以外の日本の不動産業者で探した」「家族や知り合いや友達が探してくれた」「会社や学校が探してくれた」などの回答がありました。

○住居探しの方法について（過去5年間に住居探しの経験があると答えた方のみが対象）

○住居を探した方法は、「外国語が話せる日本の不動産業者以外の日本の不動産業者で探した」が56.7%、次いで「家族や知り合いや友達が探してくれた」が25.3%、「外国語が話せる日本の不動産業者で探した」が22.4%であった。

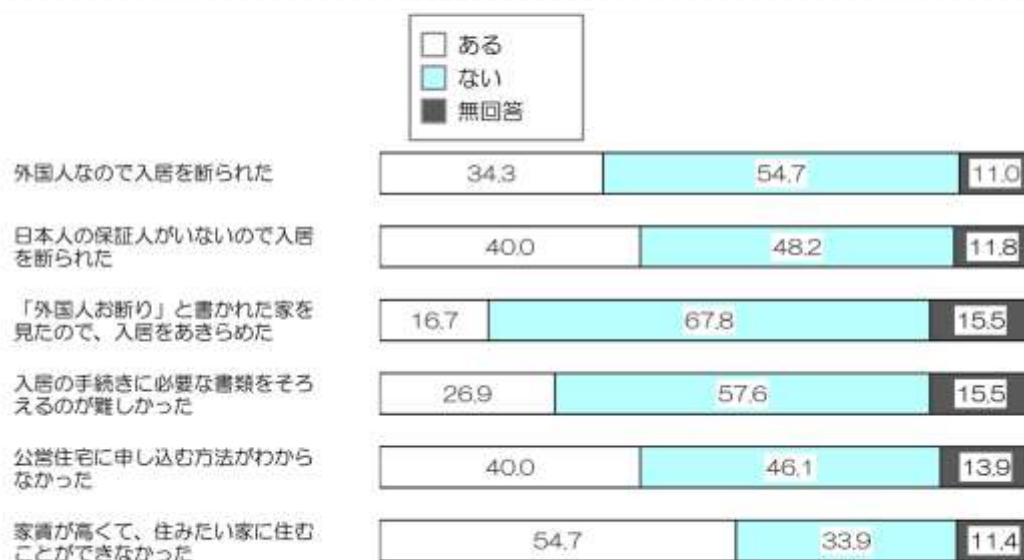


出典：令和元年度大阪市外国人住民アンケート調査報告書

外国人が住居探しで困難であったこととして、「日本人の保証人がいないので入居を断られた」「公営住宅に申し込む方法がわからなかった」「外国人なので入居を断られた」「外国人お断り」と書かれた家を見たので、入居をあきらめた」といった回答がありました。

○住居探しで困難であったこと（過去5年間に住居探しの経験があるであると答えた方のみが対象）

○住居探しで困難であったことは、「家賃が高くて、住みたい家に住むことができなかった」が54.7%、「日本人の保証人がいないので入居を断られた」「公営住宅に申し込む方法がわからなかった」でともに40.0%、「外国人なので入居を断られた」が34.3%、「外国人お断り」と書かれた家を見たので、入居をあきらめた」が16.7%であった。



(n=245)

(単位：%)

出典：令和元年度大阪市外国人住民アンケート調査報告書

国土交通省は、外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン、部屋探しのガイドブック等を作成しホームページで公表しています。

Osaka あんしん住まい推進協議会（大阪府居住支援協議会）では、国が公表しているガイドライン等を印刷配布したり、各種広報資料等を作成し、市町村や協力店等に配布しています。また、外国人の方への住まい探しから入居にあたってのアドバイス等を14言語で協議会ホームページで紹介したり、相談窓口である大阪府住宅相談室において、外国人からの電話相談に対し、公益財団法人大阪府国際交流財団と三者通話で対応できるよう連携するとともに、対面の相談には自動翻訳機を使用して対応できるように環境を整備しています。

○国の取組み

外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

外国人のための民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

外国人のための賃貸住宅入居の手引き
Guide for renting foreigners

部屋探しのガイドブック
Apartment Search Guidebook

国は外国人のための民間賃貸住宅入居円滑化ガイドラインや賃貸住宅入居手引き等を作成し、ホームページで公表

○Osakaあんしん住まい推進協議会（府居住支援協議会）の取組み

外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

平成30年3月版

Osakaあんしん住まい推進協議会 事務局
大阪府府民生活部国際交流課
〒590-0852 大阪府大阪市北区東長町1-14-16 東長町庁舎7F
TEL: 06-6213-0727 FAX: 06-6213-0712

Osakaあんしん住まい推進協議会
からのアドバイス

部屋探しのガイドブック
有効活用11月号

Osakaあんしん住まい推進協議会 事務局
大阪府府民生活部国際交流課
〒590-0852 大阪府大阪市北区東長町1-14-16 東長町庁舎7F
TEL: 06-6213-0727 FAX: 06-6213-0712

Osakaあんしん住まい推進協議会（府居住支援協議会）において、国が公表しているガイドライン等を組み合わせた印刷物を、市町村、大阪府国際交流財団、協力店等の関連先に配布

○Osakaあんしん住まい推進協議会（府居住支援協議会）の取組み

◆各種広報資料の作成・配布

あんぜん・あんしん賃貸検索システム利用のご案内

外国人

Osaka あんしん住まい推進協議会

(住宅を探している方向けの資料)

安心して快適に過ごせる住まい探し

住まいの頼れるナビゲートブック

外国人の方の住まい探しを応援する制度を紹介し、外国人の方の住まい探しをサポートします。

Osaka あんしん住まい推進協議会

(相談窓口の担当者向け資料)

(5) 性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者

性的マイノリティは所得階層が様々であり、公営住宅の所得要件に合わない人も多い一方、公営住宅を希望する人からは、「パートナーシップ制度がないと公営住宅に入居できない」「公営住宅は家族が基本なので地域が目が気になる。民間賃貸住宅をうまく活用することも検討してほしい」などの意見があります。また、住宅探しに際して、不安やストレスを感じるとの回答が多くあります（セクシャルマイノリティの住まいの問題に関するアンケート調査 追手門学院大学 葛西リサ准教授）。

セクシャルマイノリティの住まいの問題に関するアンケート調査結果

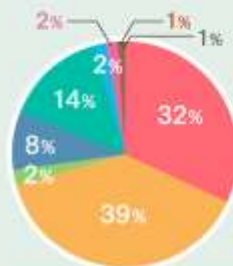
（調査期間）2020年12月24日から2021年3月3日

（調査対象）調査の周知はSNSなどを通じて行い複数の当事者団体や個人を経由して情報を拡散した。

（回答者数）2021年3月3日現在181名からの回答を得ている。

※本報告では速報値として発信するが、今後、無効回答の特定作業に入るため、今後の数字は改訂される可能性がある。

回答者の属性



性自認

- シスジェンダー女性(生まれの性別と自己認識が一致)
- シスジェンダー男性(生まれの性別と自己認識が一致)
- トランスジェンダー女性(生まれの性別は男、自己認識は女)
- トランスジェンダー男性(生まれの性別は女、自己認識は男)
- Xジェンダー・中性・無性など(生まれの性別は女)
- Xジェンダー・中性・無性など(生まれの性別は男)
- わからない
- 答えたくない
- その他



性指向

- 異性(ヘテロセクシュアル)
- 両性(バイセクシュアル)
- 同性(ゲイ)
- 同性(レズビアン)
- わからない
- その他

セクシャルマイノリティとは？

セクシャルマイノリティとは性的指向(誰が好きか)、性自認(自分の性をどう感じているか)に関するマイノリティのことです。

LGBTQとは？

各単語の頭文字を組み合わせた表現。

- L** レズビアン
女性で同性愛者
- G** ゲイ
男性で同性愛者
- B** バイセクシュアル
両性愛者

- T** トランスジェンダー
出生時に割り当てられた性とは別の性だと感じる人
- Q** クエストニング、クィア
自分の性別がわからない、決まっていない、決めていない

もっとセクシュアリティに関して知りたい方は、法務省のサイトを参考にしてください <http://www.moj.go.jp/JINKEN/LGBT/index.html>

不安、不快な住宅探し

セクシュアリティを理由に不動産屋に行くことは抵抗や不安がある



部屋を借りる、契約するときに自分のセクシュアリティを開示することにストレスを感じる



住宅確保の困難、近隣からの詮索、将来の不安

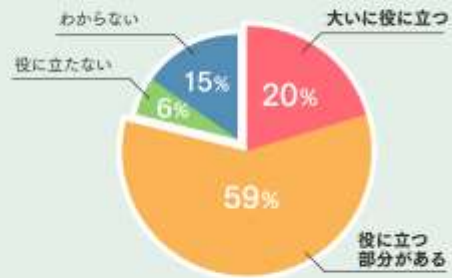
これまでご経験された住宅に関する困難、
あるいはこれからの不安など、
当てはまるものをすべて選定してください。



- A: 同性パートナーと一緒にだと住宅が確保しにくい
- B: 住宅探しの際に同居予定のパートナーとの関係を詮索されること
- C: 不動産業者の対応を不快に感じることもある
- D: あなた自身あるいは、パートナーが他界した後の持家の相続問題などに不安がある
- E: 同性パートナーと暮らしていた(いる)ことで周囲の目が気になる
- F: 同性パートナーと暮らしていた(いる)ことで周囲から詮索されること
- G: パートナーが他界した後の住まいに不安がある
- H: セクシュアリティが理由で、今後の住宅探しに不安を感じる
- I: パートナーと関係を解消したあとの住まいに不安がある
- J: 住まいについて困った事はない
- K: セクシュアリティを理由に条件のよい物件が確保しにくい
- L: (連帯)保証人の確保が難しい
- M: セクシュアリティを理由に住宅が確保しにくい
- N: わからない
- O: その他

住宅確保×パートナーシップ制度の効能

パートナーシップ制度が
住宅の確保に役立つとお考えですか？



日本の同性婚

日本では、
同性婚は認められていない



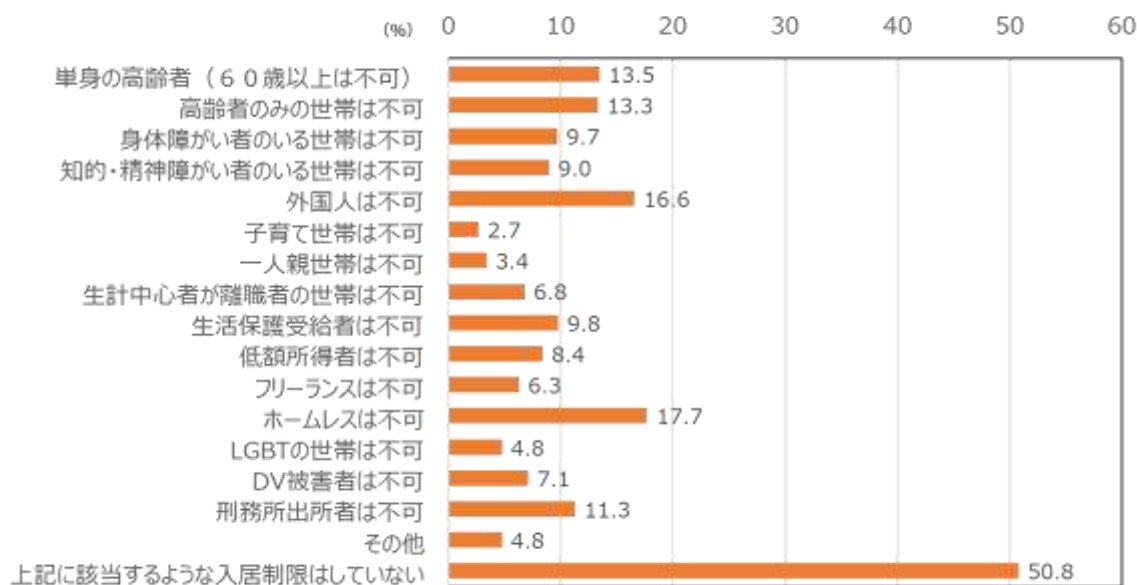
地方自治体が婚姻と同等の関係であることを承認する「パートナーシップ制度」は存在するが、この制度は法的効力が婚姻と比較すると弱く、遺産相続ができないなど、結婚と同じではありません。
(c) 渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ2021の報告によれば、2020年12月31日時点での交付件数は1,516組、2021年1月8日時点でのパートナーシップ制度を導入する自治体は74自治体となっています。

出典：追手門学院大学 葛西リサ准教授 提供資料

また、その他の住宅確保要配慮者については、民間賃貸住宅の賃貸人（全国）へのアンケートによると、ホームレス、DV被害者、刑務所出所者などの入居を制限しているとの回答がありました（令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）（再掲））。

○住宅確保要配慮者への入居拒否（全国） ※賃貸人アンケート（調査期間：令和2年10月8日～23日）

◆募集時の入居制限の有無



出典：令和2年度居住支援活動等の普及・促進に関する調査・検討業務報告書（国土交通省）

大阪府では、宅地建物取引の場における人権問題への取組みの基本として、「宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（平成5年3月策定、平成29年4月改定）を策定し、大阪府、業界団体及び宅地建物取引業者の役割分担を明確にして、各々の「責務」という形で定め、業界団体や宅地建物取引業者の方々とともに、人権意識の高揚と普及啓発に努めています。また、宅建業者の人権意識の向上を図るための宅地建物取引業人権推進員制度の推進を行っています。

入居差別に対する指導監督については、宅地建物取引業者及び宅地建物取引士によるコンプライアンス向上の取組みを促進し、違反行為及び適正を欠く行為の未然防止を図るため、「宅地建物取引業法に基づく指導監督基準」を策定しています。この基準において入居差別に関する規定を設け、賃貸住宅の入居申込者が高齢者又は障がい者、母子（父子）家庭、外国人であるという理由だけで、宅地建物取引業者が入居申込みを拒否する行為は指導等の対象にしています。

3. 施策の推進について

3-1 居住支援の取組み

高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世帯、外国人などについては、自力で一定の質を備えた住宅を確保できない場合があります。また、新型コロナウイルス感染症に起因する社会情勢の急激な変化等で住宅に困窮する府民に対して、居住の安定確保のための施策を講じることが行政に求められています。

福祉施策とも連携し、居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図るため、これまでの取組みの方向性を継続・発展させていきます。

世帯や住宅ストックの状況は、地域によって異なることから、地域ごとの需要やニーズをきめ細かく把握し、地域の実情に応じた施策の展開を図ります。

①住宅セーフティネット制度

民間賃貸住宅を活用し、高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるように住宅セーフティネット機能の充実が必要です。

住宅確保要配慮者の範囲は、住宅セーフティネット法、同法施行規則及び同法に基づく基本方針に示されている者すべてとします。

- ・低額所得者
- ・被災者(発災後3年以内)
- ・高齢者
- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者
- ・子ども(高校生相当以下)を養育している者(妊婦がいる世帯も含む)
- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・生活困窮者
- ・更生保護対象者
- ・東日本大震災による被災者

- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBTをはじめとする性的マイノリティ
- ・UIJ ターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者(※)

※「住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者」としては、生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある、介護士、保育士等を想定。

②セーフティネット住宅

住宅セーフティネット法においては、セーフティネット住宅の登録申請にあたって、賃貸人は入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の範囲を定めることが可能となっていますが、大阪府では、「対象となる住宅確保要配慮者の範囲を限定しない(※)」こととし、入居拒否・入居差別の解消に向けて取り組んできており、今後もこの取り組みを継続します。

※ただし、高齢者専用などのセーフティネット専用住宅とする場合は、住宅確保要配慮者の範囲を限定することが可能です。

- ・入居の受入れについて家主の理解促進のために、Osaka あんしん住まい推進協議会が作成している「知ってあんしん高齢者等円滑入居のための15のアドバイス」を活用し、家主等への普及啓発を行います。
- ・住宅確保要配慮者が入居差別、入居拒否を受けた場合に相談できるよう、大阪府及び市町村に入居拒否・入居差別の相談窓口を設け、窓口の周知や相談対応を行います。

セーフティネット住宅の床面積基準については、都市部では一般的に床面積が小さく家賃相場が高い住宅事情を考慮し、大阪府においては、次のとおり、住宅の種類別に、国土交通省令等で定める基準を緩和します。

住宅の種類	緩和基準	備考
一般型住宅	床面積の規模「25㎡以上」を「18㎡以上」に緩和	
一部共用型住宅 (居室の一部を共用)	床面積の規模「18㎡以上」を「13㎡以上」に緩和。ただし、台所、浴室又はシャワー室のいずれかが共用されているもののみを対象。	
共同居住型賃貸住宅 (ひとり親世帯を除くシェアハウス)	住棟全体での規模「 $15\text{ m}^2 \times A + 10\text{ m}^2$ 以上」を「 $13.5\text{ m}^{2*1} \times A + 10\text{ m}^2$ 以上」に緩和し、専用居室の規模「9㎡以上」を「7.5㎡以上」に緩和。	<ul style="list-style-type: none"> ・共同居住型賃貸住宅とは、賃借人（賃借人が当該住宅に居住する場合にあっては、当該賃借人を含む。）が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。
共同居住型賃貸住宅 (ひとり親世帯向けシェアハウス)	<p>住棟全体での規模「$15\text{ m}^2 \times B + 22\text{ m}^2 \times C + 10\text{ m}^2$以上」を「$13.5\text{ m}^2 \times B + 20\text{ m}^{2*2} \times C + 10\text{ m}^2$以上」に緩和し、ひとり親世帯向け専用居室の規模「12㎡以上」を「10㎡以上」に緩和。</p> <p>「ただし、住宅全体の面積が$15\text{ m}^2 \times B + 24\text{ m}^2 \times C + 10\text{ m}^2$以上の場合、10㎡以上」を「ただし、住宅全体の面積が$13.5\text{ m}^2 \times B + 22\text{ m}^{2*3} \times C + 10\text{ m}^2$以上の場合、$8\text{ m}^{2*4}$以上」に緩和。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4.5畳（7.5㎡程度）、6畳（10㎡程度）を考慮。 ・$A \geq 2$（A=入居者数） $B \geq 1$ かつ $C \geq 1$ もしくは $B=0$ かつ $C \geq 2$ ・B：ひとり親世帯向け居室以外に入居者の定員 ・C：ひとり親世帯向け居室の入居世帯数の定員 ・※1：$15\text{ m}^2 - (9\text{ m}^2 - 7.5\text{ m}^2) = 13.5\text{ m}^2$ ・※2：$22\text{ m}^2 - (12\text{ m}^2 - 10\text{ m}^2) = 20\text{ m}^2$ ・※3：$24\text{ m}^2 - (12\text{ m}^2 - 10\text{ m}^2) = 22\text{ m}^2$ ・※4：$10\text{ m}^2 - (12\text{ m}^2 - 10\text{ m}^2) = 8\text{ m}^2$

ひとり親世帯向けシェアハウスの運営にあたっては、入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすることが大切です。また、適切な支援を行うことができるよう、事業開始前から行政や専門家等と連携していくことが重要です。これらを周知・啓発します。

セーフティネット住宅の登録促進のため、引き続き不動産関係団体等を通じた働きかけを行うとともに、登録の有効期間が終了したサービス付き高齢者向け住宅など、これまでに公的な支援を受けて供給された優良な民間賃貸住宅の事業者等へ登録を

促します。

- ・Osaka あんしん住まい推進協議会において、不動産関係団体や市町村等と連携して、パンフレットの作成・配布や、同協議会の専門員による協力店等への個別訪問等により登録を働きかけます。
- ・登録期間・管理期間が終了したサービス付き高齢者向け住宅、高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅や特定優良賃貸住宅等について、セーフティネット住宅としての登録を働きかけます。
- ・登録された住宅について、住宅セーフティネット法に基づき適切な運用が行われるよう指導監督を行い、必要に応じて登録事業者から報告徴収等を行い、悪質と認められる場合には登録を取消します。

セーフティネット住宅登録戸数については、令和7年度末までに2万戸登録としていた目標を令和2年度中に達成したこと、令和3年3月改定の住生活基本計画（全国計画）において新たな登録戸数目標の設定が行われず観測指標とされたことから、大阪府においてもセーフティネット住宅及びセーフティネット専用住宅の登録戸数を観測指標とします。また、セーフティネット住宅の登録戸数に代わって、住宅確保要配慮者の支援状況を直接把握できる新たな目標を設定します。ただし、民間賃貸住宅等の入居契約時に入居者が住宅確保要配慮者であるかを確認することは制度の趣旨に反することもあることから、一定金額以下の家賃の民間賃貸住宅への入居契約件数を把握するなど、居住支援体制の充実度合を一定程度把握できる指標とします。あわせて、単に低家賃住宅の入居契約件数の増加をめざすのではなく、居住支援の相談に至った理由の分析なども行うこととします。

新たな目標設定については、府内公的賃貸住宅の年間募集戸数及び新規入居戸数を目安に設定し、居住支援体制の充実度合を計るものとし、これにより、民間賃貸住宅と公的賃貸住宅を合わせた住宅セーフティネット機能の拡大を図ります。

<目標①> 住宅確保要配慮者の入居契約件数 年間17,000件（令和12年度）

（目標値の考え方）

現在の府内公的賃貸住宅の募集戸数・新規入居戸数と、同等規模の住宅セーフティネット機能を10年後には民間賃貸住宅を活用した居住支援体制の充実により実現することをめざす

・年間の府内公営住宅の募集戸数（令和元年度実績）：11,659戸

・年間の府内UR賃貸住宅及び公社賃貸住宅の5万円以下の新規入居戸数（推計）：約5,000戸

⇒11,659戸 + 5,000戸 = 16,659戸 ≒17,000戸

（入居契約件数の把握方法）

協力店が1年に行った家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約件数と、居住支援法人が支援し入居に至った1年間の契約件数を合計したものを目標①の数として把握

<現状>

・協力店が1年間にいった家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約件数：3,217件

※契約の成約期間はR2.1.1～R2.12.31

※府内市町村の単身世帯の住宅扶助費の上限額より、経済的な住宅困窮者が居住できる家賃額を4万円として設定。

・居住支援法人が支援し、入居に至った1年間の契約件数：把握中（本計画策定時）

- ・協力店に対するアンケート調査やヒアリングにより支援状況の把握を行います。
- ・国が実施する居住支援法人に対する調査や住宅セーフティネット法に基づく事業報告書を活用し、より詳細に居住支援法人の支援状況を把握するとともに、居住支援の相談に至った理由の分析なども行います。

<観測指標> ・セーフティネット住宅の登録戸数

・セーフティネット専用住宅の登録戸数

※観測指標とは、要因の分析や対応策の検討に資するものとして把握していく指標。

③居住支援法人

居住支援体制構築の核となる居住支援法人については、住宅確保要配慮者の支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、家賃債務保証業者や宅建事業者等を、これまで同様に積極的に指定し、府内の各地域において各種相談等に応じられる体制構築をめざします。

- ・住宅確保要配慮者に対して居住支援を行っている多様な法人を指定します。

<観測指標> ・居住支援法人数

居住支援法人の活動は様々であるため、どの法人がこういった支援活動をしているのか、住宅確保要配慮者、ケアマネージャーなどの福祉関係者、家主や不動産事業者等への情報提供の充実を図ります。

- ・居住支援法人の支援内容等を紹介するため、パンフレットやホームページ等の様々なツールを活用し、情報の充実を図ります。

また、包括的で柔軟性やスピード感を持った対応が期待できる居住支援法人の活動を様々な面から支援することが必要であり、国の補助制度の周知や補助申請手続きのアドバイス、高齢者の見守りなどの活動拠点の整備等に向けた公的賃貸住宅ストック等の貸し出し等の公的賃貸住宅の管理者との連携による安定的な経営の支援などを検討します。公的賃貸住宅の中に活動拠点を置くことで、公的賃貸住宅入居者への居住支援の充実も期待できます。併せて、公営住宅の目的外使用など先進的な事例等を各公的賃貸住宅事業者にも周知するとともに、わかりやすい広報資料を作成し地域住民の理解を進めるなど、居住支援法人が活動しやすくなるよう環境整備を進めます。

(公営住宅の目的外使用事例)

【小規模保育事業所】高槻城東住宅

【高齢者等の交流活動拠点】御池台2丁住宅



- ・居住支援法人が活用しやすい補助金制度になるよう国に働きかけを行います。

④協力店・相談協力店(不動産事業者)

住宅確保要配慮者の住まい探し相談に応じる不動産事業者である協力店の登録や、協力店のうち特に積極的に相談対応等に取り組む相談協力店の指定については、引き続き、不動産関係団体等と連携しながら積極的に推進します。

また、市役所等で行われる住まい探し相談会等を積極的に開催するよう市町村へ働

きかけるなど、協力店や相談協力店が活躍する場を提供することも検討します。

- ・Osaka あんしん住まい推進協議会の専門員による不動産店等への個別訪問や、不動産関係団体等が開催する宅建事業者等の研修会の場等を活用し協力店登録の働きかけを行います。
- ・Osaka あんしん住まい推進協議会の専門員による協力店等への個別訪問等により、相談協力店や居住支援法人の指定についての理解促進を図ります。
- ・Osaka あんしん住まい推進協議会の相談窓口である大阪府住宅相談室において、相談協力店等の紹介を行います。

<観測指標> ・協力店及び相談協力店数

⑤居住支援協議会

地域の実情に応じた居住支援体制の構築に向けた協議を行い、居住支援法人、協力店・相談協力店、家賃債務保証業者、行政の住宅部局や福祉部局等の連携を強化します。

顔の見える範囲で居住支援協議会が設置されることが望ましく、大阪府は、市町村単位や区役所単位での居住支援協議会の設立を積極的に支援します。居住支援協議会の設立にあたっては、行政を中心とした協議会だけでなく、社会福祉協議会や居住支援法人、地域で活動している不動産事業者等を中心にした協議会、各種団体の代表者で構成する協議会ではなく現場で活動している人達のネットワーク型の協議会、福祉分野の協議会など既設の組織に居住支援の取組みを加える形での協議会など、様々な形の居住支援協議会設立を進めます。また、引き続き各地域で行われる協議会の設立に向けた勉強会等への支援を行います。

また、令和3年3月改定の住生活基本計画（全国計画）において、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度末までに50%以上にするという目標が設定されました。大阪府においても同様の目標を設定するとともに、居住支援協議会の設立数を観測指標として把握していきます。

<目標②> 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：50%（令和12年度）

（目標値の考え方）

住生活基本計画（全国計画）に示されている「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%（令和12年度）」を目標として設定

<現状>

・府内の居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率（R3.4.1時点）

居住支援協議会設立市：豊中市、岸和田市

（豊中市：400,955人 + 岸和田市：187,655人） / 8,802,755人 = 6.7%

<観測指標> ・居住支援協議会数

- ・市町村単位又は行政区単位での居住支援協議会の設立を働きかけます。
- ・市町村の住宅部局、福祉部局並びに相談協力店等との連携による「住まい探し相談会」を実施し、市町村における居住支援協議会等の体制づくりの支援をします。
- ・重層的支援体制整備事業・移行準備事業を実施した市町村に対して居住支援協議会設立の働きかけを行います。
- ・協議会設立の中心となり得る居住支援法人に居住支援協議会の設立を促します。
- ・居住支援協議会への国の補助金の周知を行うとともに、補助金の申請手続き等のアドバイスを行います。
- ・平成30年度に実施した大阪府居住支援体制整備促進事業をきっかけに居住支援法人を中心とした勉強会などを行っている地域等に対し、居住支援協議会の設立に向けたアドバイスを行います。
- ・居住支援協議会設立に向けて、Osaka あんしん住まい推進協議会が勉強会などの資料作成等を支援します。

⑥連携、情報共有の強化

居住支援に関わる者が、それぞれの分野で活動するだけでなく、他の分野の情報も把握し連携することで、相乗効果を高めていく取組みを進めていきます。また、住宅確保要配慮者が、支援を受けるだけでなく、場合によっては何らかの役割を担うことで、お互い様の関係や別の支援体制へのつながりが期待できます。

- ・居住支援法人、協力店等向けの研修会や情報交換会等の交流の場を提供し、連携を促進します。

- ・ 府民や不動産関連事業者等に入居契約時に緊急連絡先となる居住支援法人に関する情報提供を行います。
- ・ 公営住宅の入居申込の抽選に当選しなかった人あてにセーフティネット住宅や居住支援法人に関する情報提供を行います。
- ・ Osaka あんしん住まい推進協議会のホームページやパンフレット等の様々なツールを活用し、広報活動を行います。

円滑な居住支援のため、令和3年6月に国土交通省及び法務省が策定した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」による死後事務委任契約や、国土交通省において検討が進められている「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」、前述した公営住宅の目的外使用手続きなど、住宅の賃貸借契約に係る基準や指針、手続き等について、関係者間の情報共有を強化します。

⑦ 公的賃貸住宅の活用

ユニバーサルデザインの導入など質の高い公的賃貸住宅の提供が、民間賃貸住宅の質の向上にもつながることが期待できます。

公的賃貸住宅の建替事業等により創出された活用地への生活支援機能や福祉機能の導入等も引き続き行います。そのためにも、各地域において、公的賃貸住宅事業者等の連携を強化します。

さらに、公的賃貸住宅、民間賃貸住宅や持ち家など住んでいる住宅の種類に関わらず、居住支援が一体的に行えるよう、各地域において関係者が協議等を行います。

- ・ 公営住宅については、高齢者や子育て世帯などの優先入居、高齢者や障がい者が低層階住戸へ住み替える特定入居などに取り組みます。
- ・ 障がい者の入所施設・精神科病院からの地域移行等を進めるため、公的賃貸住宅を活用したグループホームの供給を促進します。
- ・ 公的賃貸住宅の建替事業等による活用地について地域の福祉ニーズ等に対応した生活支援機能や福祉機能等の導入の整備を促進します。

3-2 住宅確保要配慮者の属性ごとの居住支援

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯、性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者について、その属性による特性はありますが共通する課題等も多く、また複数の課題を持つ住宅確保要配慮者もいるため、大阪府の各種計画による取組みとも連携し、総合的な支援を行うことが必要です。

行政の各種制度・基準等、予算、年度のはざまなどに捕らわれず、包括的で柔軟性やスピード感を持った対応が期待できる居住支援法人や居住支援協議会等と、その居住支援法人や居住支援協議会等を様々な面から支援する行政とが連携することで、支援を必要とする人に必要なタイミングで支援を行うことができる居住支援体制を構築していきます。

(1) 高齢者世帯

大阪府高齢者計画 2021 における各種の取組みとも連携し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において安心してらせるよう、高齢者向け住宅を供給する必要があります。令和3年3月改定の住生活基本計画（全国計画）において、65歳以上の高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を令和12年度末時点で4%とする目標が示されていますが、大阪府内においては、令和2年度末時点で達成しています。このため、今後、高齢者向け住宅の供給戸数については、目標値を設定せず観測指標として把握します。また、団塊世代の一時的な需要に対応するため、65歳以上人口だけでなく75歳以上人口の動向にも注視しつつ、既存ストック改修等による小規模な高齢者向け住宅の供給等を検討します。

- <観測指標>
- ・ 高齢者向け住宅の供給戸数
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅の入居率

- ・ サービス付き高齢者向け住宅については、自律型、併設施設地域開放型、分散型など地域の実情に応じた良質で多様なタイプの住宅が供給されるよう登録基準の緩和を行います。既存ストック改修による多様な住宅供給促進のため、下線部を追加し、小規模住宅の耐火要件を緩和します。

(耐火性能の確保の緩和)

延べ面積 200 m²以上又は階数 4 以上の場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

- ・医療機関との連携や看取りなどの提供サービスについて、国土交通省が令和3年度中の省令改正を検討している運営情報登録義務化に基づき、適切な情報開示を進めます。
- ・入居者の居住の安定確保のため、サービス付き高齢者向け住宅事業者が事業を廃止する場合は30日前までに登録主体へ届け出ることを周知徹底します。
- ・登録期間が終了する際には、有料老人ホームの届出が必要になる場合があるなど、事業者に対し適切な周知を行います。
- ・立入検査及び報告聴取を実施し、高齢者住まい法による各種整備基準の確認や老人福祉法の遵守を求めるとともに、有料老人ホームに該当するものに対しては、有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく指導を行います。

サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して、真に必要な介護保険サービスが提供されるよう、大阪府高齢者計画2021（介護給付適正化計画）における介護給付等適正化の取組みを進めます。市町村は、国の「介護給付適正化計画の計画策定に関する指針」等に基づき、適正化事業を実施していますが、保険者の体制等には差があり、取組みにもばらつきがあることから、大阪府としては、先行事例の共有等を通じ市町村の取組みを支援します。また、不適正な事業運営が疑われる事案に対しては、保険者や関係機関と連携し、指導・監督の実施等により対応します。

上記から、高齢者向け住宅の戸数及びサービス付き高齢者向け住宅の入居率を観測指標とするとともに、高齢者住まい法第7条第1項第9号の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の基準を改め、次のとおりとします。

サービス付き高齢者向け住宅の基準の追加

1) 緊急通報装置の設置

入居者の心身の状況が急変した場合にサービス提供者に通報できるよう、少なくとも住戸内の居室部分、便所及び浴室に緊急通報装置を備えること。なお、共用部分に設置する、入居者が利用する便所及び浴室についても同様とする。

2) 耐火性能の確保

延べ面積200㎡以上又は階数4以上の場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

3) 旧耐震建築物の耐震性の確保

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた建築物については、耐震診断を行うとともに、必要に応じて、耐震改修により耐震性の確保を行うこと。

4) 入居契約前の書面説明による状況把握・生活相談サービス以外の外部サービスの選択性の確保

入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に定める状況把握サービス及び生活相談サービス以外で入居者が日常生活を営むために必要なサービス（利用権方式の契約において居住部分と一体として提供されるサービスを除く。）については、入居者がその利用や事業者を選択できることについて、書面を交付して説明すること。なお、介護保険法に定める「特定施設入居者生活介護」の指定を受ける場合はこの限りではない。

介護保険に係るサービスを提供する施設の整備目標量

介護保険に係るサービスを提供する施設の整備については、大阪府高齢者計画（「大阪府高齢者福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」）による目標量とします。

参考：大阪府高齢者計画 2021

介護保険施設等の介護保険にかかるサービスを提供する施設の整備目標量は、各市町村が見込んだ各年度の整備意向等を考慮して設定しています。

①介護保険施設の整備目標量（必要入所定員総数）

介護サービス類型（施設名称）	令和 5 年度末 整備目標量
指定介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	35,086 人分
介護老人保健施設	21,387 人分
介護医療院 ※1	133 人分 ※2
指定介護療養型医療施設	252 人分

※1 平成 30 年 4 月から新たな介護保険施設「介護医療院」が創設

※2 介護医療院の整備目標量には、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分は含まず。

②居住系サービス・地域密着型サービスの整備目標量（必要利用定員総数）

介護サービス類型（施設名称）	令和5年度末 整備目標量
介護専用型特定施設入居者生活介護	542人分
混合型特定施設入居者生活介護	23,988人分
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	13,258人分
地域密着型特定施設入居者生活介護 （定員29人以下の介護専用型特定施設）	587人分
域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（定員29人以下の特養）	4,724人分

※特定施設入居者生活介護

サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、設備及び運営に関する基準等を満たし、指定を受けたもの。

なお、特定施設入居者生活介護のうち、入居者が要介護者と配偶者に限られているものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設という。

介護保険以外の施設サービスを提供する施設の整備目標量

介護保険以外の施設サービスを提供する施設の整備については、大阪府高齢者計画（「大阪府高齢者福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」）による目標量とします。

参考：大阪府高齢者計画 2021

介護保険外のサービスを提供する施設の整備目標量は、各市町村が見込んだ各年度の整備意向等を考慮して設定しています。

施設名称	令和5年度末 整備目標量
養護老人ホーム	2,291人分
軽費老人ホーム（A型）	790人分
軽費老人ホーム（ケアハウス）	4,824人分

（２）障がい者世帯

第５次大阪府障がい者計画における各種の取組みとも連携し、障がい者が自らの意思・希望で住まいの場を選択することができるよう、障がい者の住まいの確保に向けた取組み等を進めていきます。

多様な障がいに対応した住宅の提供の観点から、ユニバーサルデザインの導入など質の高い公的賃貸住宅の提供が、民間賃貸住宅の質の向上にもつながることが期待できます。

また、大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例（令和３年４月改正）において、障がいのある人に合った必要な工夫などをする「合理的配慮」の提供が事業者の義務となりました。合理的配慮としてどのような対応が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体的な事例等を記載している大阪府障がい者差別解消ガイドライン（令和３年３月改訂）の周知などの取組みを進めていきます。

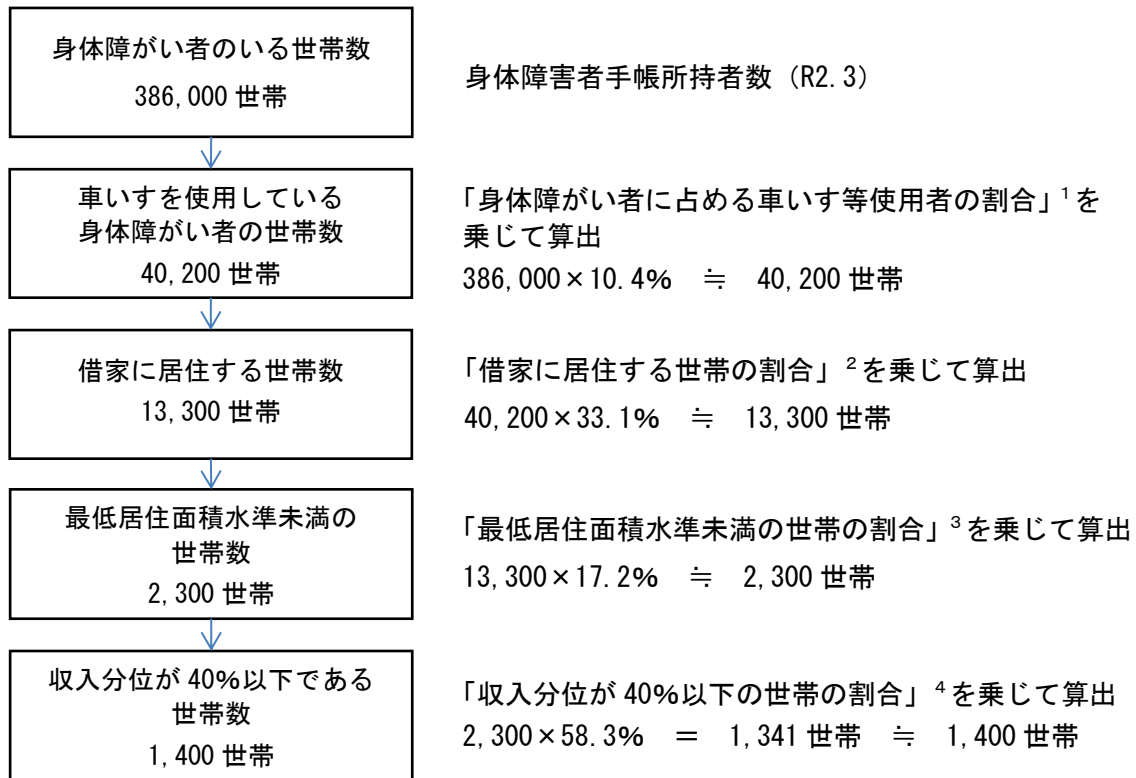
「公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給目標戸数」及び「公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の目標量」として、次のとおり目標を設定します。

公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給目標戸数

次の①から④のすべての条件に該当する世帯数を、車いす常用者世帯向け住宅の供給目標戸数として設定します。

- ① 車いすを使用している身体障がい者を含む世帯
- ② 借家に居住する世帯
- ③ 最低居住面積水準未満である世帯
- ④ 収入分位が 40%以下である世帯

【公営住宅における車いす常用世帯向け住宅の供給目標戸数の考え方】



- ¹ 厚生労働省「身体障害児・者実態調査」／H18（最新）
² 大阪府障がい者生活ニーズ実態調査／H19（項目最新）
³ 「平成 30 年住宅・土地統計調査」より借家世帯のうち最低居住面積水準未満世帯の割合を推計
⁴ 「平成 30 年住宅・土地統計調査」と「平成 30 年家計調査」より借家世帯のうち収入分位が 0～40%の世帯の割合を算出

公営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の供給目標戸数 = 1,400 戸

※上記の供給目標戸数は令和 3 年度から令和 12 年度の累計の目標。空家の募集戸数も含む。

公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の目標量

公営住宅の障がい者グループホームとしての活用の目標量については、「大阪府障がい者計画」に定める目標とします。また、公営住宅に限らず、公的賃貸住宅のグループホームとしての活用も推進します。

参考：「第 5 次大阪府障がい者計画」

期間	活用の目標
令和 3 年度～令和 5 年度	277 人分

(3) 子育て世帯

大阪府子ども総合計画 後期計画（令和2年3月）や第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画（令和2年3月）などにおける各種の取組みとも連携し、地域の居場所や支援につなぐ仕組みの充実や、子育てを行いやすい住環境の整備等を進めます。

親への支援と子の支援を一体的に行ったり、18歳を超えた若者の支援も行うなど、包括的で柔軟性やスピード感を持った対応が期待できる居住支援法人等の活動を支援するため、市町村と連携した公的賃貸住宅ストックの貸し出しを行います。

ひとり親世帯向けシェアハウスの運営にあたっては、入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすることが大切です。また、適切な支援を行うことができるよう、事業開始前から行政や専門家等と連携していくことが重要です。これらを周知・啓発します。

(4) 外国人世帯

外国人材の受入れ・共生づくりに向けた取組みの方向性（大阪府 令和2年3月）も踏まえながら、外国人の住まいの確保に向けた取組み等を進めていきます。

言語の壁は、自動通訳・自動翻訳のIT環境の発展により対応できることが期待できます。また、入居契約時の保証人についても保証会社の活用による解決が期待できます。しかし、生活トラブルへの対応等については、ノウハウ、ネットワーク、裁判外紛争解決手続きなどの専門知識などが必要となるため、大阪府国際交流財団、市町村の外国人相談窓口、居住支援法人等の連携体制の構築を促進します。

- ・Osakaあんしん住まい推進協議会の相談窓口である大阪府住宅相談室において、外国人の方からの電話相談があった場合に、大阪府国際交流財団と連携し対応を行います。また、対面での相談の場合でもすぐに対応できるよう自動翻訳機の備えなどの環境を整備します。
- ・Osakaあんしん住まい推進協議会において、日常生活での困りごと等に対応する団体や市町村の外国人相談窓口の情報について、ホームページ等で周知します。

また、技能実習生などの外国人材の受入れに際して、現在は多くの場合は雇用する会社が住宅を提供していますが、今後は雇用の流動性や永住者在留資格保持者の増加等により、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅への入居が増加すると考えられます。高齢の外国人の増加や、災害時の対応等も視野に入れて、賃貸住宅の契約者と異なる人が居住していることがなく、居住支援法人等による見守りなど日常からの支援が行われる

よう、不動産事業者等に対し居住支援法人等の情報提供を行います。

(5) 性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者

性的マイノリティ当事者が自分らしく生きることができる社会の実現のためには、住まいの確保に向けた取組み等を進めていく必要があります。性的マイノリティは、所得階層が様々であり、公営住宅の所得要件に合わない人が多いことなどから、民間賃貸住宅を活用した幅広い支援を進めます。

- ・ 関連部局と連携し、セミナーや講演会等を通じたセーフティネット住宅や居住支援に関する情報提供を行います。

その他の住宅確保要配慮者についても、属性による特性はありますが共通する課題等も多く、また複数の課題を持つ住宅確保要配慮者もいるため、大阪府の各種計画による取組みとも連携し、居住支援体制の構築による総合的な支援を進めていきます。また、宅地建物取引業者団体等との研修会、講習会等の場で、入居拒否、入居差別に関する啓発を行い、宅地建物取引業人権推進員制度の推進を図るとともに、宅地建物取引業者が、高齢者、障がい者、母子（父子）家庭又は外国人であるという理由だけで入居申込を拒否した場合は、引き続き、宅地建物取引業法に基づく指導監督基準により指導等を行います。

4. 参考資料

大阪府住宅まちづくり審議会居住安定確保計画推進部会委員・専門委員及び専門家名簿

部会長	三浦 研	京都大学大学院 工学研究科 教授
部会長代理	佐藤 由美	奈良県立大学 地域創造学部 教授
専門委員	山口 健太郎	近畿大学 建築学部 教授
第1回部会及び 第4回部会専門家	岡田 進一	大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授
	奥田 雅博	大阪府立こんごう福祉センターしいのき寮 参事
	梶山 直美	公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 副会長
	菊井 徹也	一般社団法人 高齢者住宅協会 サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会 部会長
	杉本 茂	一般財団法人 大阪府老人クラブ連合会 会長
	谷川 耕一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 事務局長
	第2回部会及び 第4回部会専門家	大川 浩平
葛西 リサ		追手門学院大学 地域創造学部 准教授
辻 由起子		特定非営利活動法人 西成チャイルド・ケア・センター 理事
第3回部会及び 第4回部会専門家	片岡 博美	近畿大学 経済学部 教授
	摺木 利幸	社会福祉法人 ヒューマンライツ福祉協会 理事長
	中谷 文彦	公益財団法人 大阪府国際交流財団 常務理事

大阪府住宅まちづくり審議会居住安定確保推進部会審議経過

○第1回居住安定確保計画推進部会（令和3年4月26日開催）

- ・高齢者及び障がい者の住まいの確保について

○第2回居住安定確保計画推進部会（令和3年5月24日開催）

- ・住宅確保要配慮者の居住の安定確保、居住支援の体制の整備について

○第3回居住安定確保計画推進部会（令和3年6月21日開催）

- ・入居拒否への対応について

○第4回居住安定確保計画推進部会（令和3年7月26日開催）

- ・高齢者向け住宅の供給目標の変更案について
- ・答申（案）について

法定計画について

■住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）

（１）当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標（住宅セーフティネット法第 5 条第 2 項第 1 号）

<目標①> 住宅確保要配慮者の入居契約件数 年間17,000件（令和12年度）

（目標値の考え方）

現在の府内公的賃貸住宅の募集戸数・新規入居戸数と、同等規模の住宅セーフティネット機能を10年後には民間賃貸住宅を活用した居住支援体制の充実により実現することをめざす

・年間の府内公営住宅の募集戸数（令和元年度実績）：11,659戸
・年間の府内UR賃貸住宅及び公社賃貸住宅の5万円以下の新規入居戸数（推計）：約5,000戸
⇒11,659戸 + 5,000戸 = 16,659戸 ≒17,000戸

（入居契約件数の把握方法）

協力店が1年に行った家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約件数と、居住支援法人が支援し入居に至った1年間の契約件数を合計したものを目標①の数として把握

<現状>

- ・協力店が1年間に行った家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約件数：3,217件
※契約の成約期間はR2.1.1～R2.12.31
※府内市町村の単身世帯の住宅扶助費の上限額より、経済的な住宅困窮者が居住できる家賃額を4万円として設定。
- ・居住支援法人が支援し、入居に至った1年間の契約件数：把握中（本計画策定時）

<目標②> 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：50%（令和12年度）

（目標値の考え方）

住生活基本計画（全国計画）に示されている「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%（令和12年度）」を目標として設定

<現状>

- ・府内の居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率（R3.4.1時点）
居住支援協議会設立市：豊中市、岸和田市
（豊中市：400,955人 + 岸和田市：187,655人） / 8,802,755人 = 6.7%

(2) 住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項（住宅セーフティネット法第5条第2項第2号イ）

ユニバーサルデザインの導入など質の高い公的賃貸住宅の提供が、民間賃貸住宅の質の向上にもつながることが期待できます。

公的賃貸住宅の建替事業等により創出された活用地への生活支援機能や福祉機能の導入等も引き続き行います。そのためにも、各地域において、公的賃貸住宅事業者等の連携を強化します。

さらに、公的賃貸住宅、民間賃貸住宅や持ち家など住んでいる住宅の種類に関わらず、居住支援が一体的に行えるよう、各地域において関係者が協議等を行います。

(3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項（住宅セーフティネット法第5条第2項第2号ロ）

①住宅セーフティネット制度

民間賃貸住宅を活用し、高齢者や障がい者、低額所得者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるように住宅セーフティネット機能の充実が必要です。

住宅確保要配慮者の範囲は、住宅セーフティネット法、同法施行規則及び同法に基づく基本方針に示されている者すべてとします。

- ・低額所得者
- ・被災者(発災後3年以内)
- ・高齢者
- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、その他の障がい者
- ・子ども(高校生相当以下)を養育している者(妊婦がいる世帯も含む)
- ・外国人
- ・中国残留邦人
- ・児童虐待を受けた者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者
- ・北朝鮮拉致被害者等
- ・犯罪被害者等
- ・生活困窮者

- ・更生保護対象者
- ・東日本大震災による被災者
- ・海外からの引揚者
- ・新婚世帯
- ・原子爆弾被爆者
- ・戦傷病者
- ・児童養護施設退所者
- ・LGBTをはじめとする性的マイノリティ
- ・UIJ ターンによる転入者
- ・住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者(※)

※「住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者」としては、生活支援等のために施設や対象者の住宅等の近隣に居住する必要がある、介護士、保育士等を想定。

②セーフティネット住宅

住宅セーフティネット法においては、セーフティネット住宅の登録申請にあたって、賃貸人は入居を拒まないこととする住宅確保要配慮者の範囲を定めることが可能となっていますが、大阪府では、「対象となる住宅確保要配慮者の範囲を限定しない(※)」こととし、入居拒否・入居差別の解消に向けて取り組んできており、今後もこの取り組みを継続します。

※ただし、高齢者専用などのセーフティネット専用住宅とする場合は、住宅確保要配慮者の範囲を限定することが可能です。

セーフティネット住宅の床面積基準については、都市部では一般的に床面積が小さく家賃相場が高い住宅事情を考慮し、大阪府においては、次のとおり、住宅の種類別に、国土交通省令等で定める基準を緩和します。

住宅の種類	緩和基準	備考
一般型住宅	床面積の規模「25㎡以上」を「18㎡以上」に緩和	
一部共用型住宅 (居室の一部を共用)	床面積の規模「18㎡以上」を「13㎡以上」に緩和。ただし、台所、浴室又はシャワー室のいずれかが共用されているもののみを対象。	
共同居住型賃貸住宅 (ひとり親世帯)	住棟全体での規模「15㎡×A+10㎡以上」を「13.5㎡ ^{※1} ×A+10㎡以上」に緩和し、専用	・共同居住型賃貸住宅とは、賃借人(賃貸人が当該住宅に居住する場合に

を除くシェアハウス)	居室の規模「9㎡以上」を「7.5㎡以上」に緩和。	あつては、当該賃貸人を含む。) が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。
共同居住型賃貸住宅（ひとり親世帯向けシェアハウス)	<p>住棟全体での規模「$15 \text{ m}^2 \times B + 22 \text{ m}^2 \times C + 10 \text{ m}^2$以上」を「$13.5 \text{ m}^2 \times B + 20 \text{ m}^2 \text{ ※}^2 \times C + 10 \text{ m}^2$以上」に緩和し、ひとり親世帯向け専用居室の規模「12㎡以上」を「10㎡以上」に緩和。</p> <p>「ただし、住宅全体の面積が $15 \text{ m}^2 \times B + 24 \text{ m}^2 \times C + 10 \text{ m}^2$ 以上の場合、10㎡以上」を「ただし、住宅全体の面積が $13.5 \text{ m}^2 \times B + 22 \text{ m}^2 \text{ ※}^3 \times C + 10 \text{ m}^2$ 以上の場合、$8 \text{ m}^2 \text{ ※}^4$ 以上」に緩和。</p>	<p>・4.5畳（7.5㎡程度）、6畳（10㎡程度）を考慮。</p> <p>・$A \geq 2$（A=入居者数） $B \geq 1$ かつ $C \geq 1$ もしくは $B=0$ かつ $C \geq 2$ B：ひとり親世帯向け居室以外の入居者の定員 C：ひとり親世帯向け居室の入居世帯数の定員</p> <p>・※1：$15 \text{ m}^2 - (9 \text{ m}^2 - 7.5 \text{ m}^2) = 13.5 \text{ m}^2$ ※2：$22 \text{ m}^2 - (12 \text{ m}^2 - 10 \text{ m}^2) = 20 \text{ m}^2$ ※3：$24 \text{ m}^2 - (12 \text{ m}^2 - 10 \text{ m}^2) = 22 \text{ m}^2$ ※4：$10 \text{ m}^2 - (12 \text{ m}^2 - 10 \text{ m}^2) = 8 \text{ m}^2$</p>

ひとり親世帯向けシェアハウスの運営にあたっては、入居する子どもの人数、年齢や性別に応じて、居住環境の向上に向けた配慮をすることが大切です。また、適切な支援を行うことができるよう、事業開始前から行政や専門家等と連携していくことが重要です。これらを周知・啓発します。

セーフティネット住宅の登録促進のため、引き続き不動産関係団体等を通じた働きかけを行うとともに、登録の有効期間が終了したサービス付き高齢者向け住宅など、これまでに公的な支援を受けて供給された優良な民間賃貸住宅の事業者等へ登録を促します。

セーフティネット住宅登録戸数については、令和7年度末までに2万戸登録としていた目標を令和2年度中に達成したこと、令和3年3月改定の住生活基本計画（全国計画）において新たな登録戸数目標の設定が行われず観測指標とされたことから、大阪府においてもセーフティネット住宅及びセーフティネット専用住宅の登録戸数を観測指標とします。また、セーフティネット住宅の登録戸数に代わって、住宅確保要

配慮者の支援状況を直接把握できる新たな目標を設定します。ただし、民間賃貸住宅等の入居契約時に入居者が住宅確保要配慮者であるかを確認することは制度の趣旨に反することもあることから、一定金額以下の家賃の民間賃貸住宅への入居契約件数を把握するなど、居住支援体制の充実度合を一定程度把握できる指標とします。あわせて、単に低家賃住宅の入居契約件数の増加をめざすのではなく、居住支援の相談に至った理由の分析なども行うこととします。

新たな目標設定については、府内公的賃貸住宅の年間募集戸数及び新規入居戸数を目安に設定し、居住支援体制の充実度合を計るものとします。これにより、民間賃貸住宅と公的賃貸住宅を合わせた住宅セーフティネット機能の拡大を図ります。

<目標①> 住宅確保要配慮者の入居契約件数 年間17,000件（令和12年度）

（目標値の考え方）

現在の府内公的賃貸住宅の募集戸数・新規入居戸数と、同等規模の住宅セーフティネット機能を10年後には民間賃貸住宅を活用した居住支援体制の充実により実現することをめざす

・年間の府内公営住宅の募集戸数（令和元年度実績）：11,659戸

・年間の府内UR賃貸住宅及び公社賃貸住宅の5万円以下の新規入居戸数（推計）：約5,000戸
⇒11,659戸 + 5,000戸 = 16,659戸 ≒17,000戸

（入居契約件数の把握方法）

協力店が1年に行った家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約件数と、居住支援法人が支援し入居に至った1年間の契約件数を合計したものを目標①の数として把握

<現状>

・協力店が1年に行った家賃4万円以下の民間賃貸住宅の契約件数：3,217件

※契約の成約期間はR2.1.1～R2.12.31

※府内市町村の単身世帯の住宅扶助費の上限額より、経済的な住宅困窮者が居住できる家賃額を4万円として設定。

・居住支援法人が支援し、入居に至った1年間の契約件数：把握中（本計画策定時）

③居住支援法人

居住支援体制構築の核となる居住支援法人については、住宅確保要配慮者の支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人、家賃債務保証業者や宅建事業者等を、これまで同様に積極的に指定し、府内の各地域において各種相談等に応じられる体制構築をめざします。

居住支援法人の活動は様々であるため、どの法人がこういった支援活動をしているのか、住宅確保要配慮者、ケアマネージャーなどの福祉関係者、家主や不動産事業者等への情報提供の充実を図ります。

また、包括的で柔軟性やスピード感を持った対応が期待できる居住支援法人の活動を様々な面から支援することが必要であり、国の補助制度の周知や補助申請手続きのアドバイス、高齢者の見守りなどの活動拠点の整備等に向けた公的賃貸住宅ストック等の貸し出し等の公的賃貸住宅の管理者との連携による安定的な経営の支援などを検討します。公的賃貸住宅の中に活動拠点を置くことで、公的賃貸住宅入居者への居住支援の充実も期待できます。併せて、公営住宅の目的外使用など先進的な事例等を各公的賃貸住宅事業者に周知するとともに、わかりやすい広報資料を作成し地域住民の理解を進めるなど、居住支援法人が活動しやすくなるよう環境整備を進めます。

④協力店・相談協力店(不動産事業者)

住宅確保要配慮者の住まい探し相談に応じる不動産事業者である協力店の登録や、協力店のうち特に積極的に相談対応等に取り組む相談協力店の指定については、引き続き、不動産関係団体等と連携しながら積極的に推進します。

また、市役所等で行われる住まい探し相談会等を積極的に開催するよう市町村へ働きかけるなど、協力店や相談協力店が活躍する場を提供することも検討します。

⑤居住支援協議会

地域の実情に応じた居住支援体制の構築に向けた協議を行い、居住支援法人、協力店・相談協力店、家賃債務保証業者、行政の住宅部局や福祉部局等の連携を強化します。

顔の見える範囲で居住支援協議会が設置されることが望ましく、大阪府は、市町村単位や区役所単位での居住支援協議会の設立を積極的に支援します。居住支援協議会の設立にあたっては、行政を中心とした協議会だけでなく、社会福祉協議会や居住支援法人、地域で活動している不動産事業者等を中心とした協議会、各種団体の代表者で構成する協議会ではなく現場で活動している人達のネットワーク型の協議会、福祉分野の協議会など既設の組織に居住支援の取組みを加える形での協議会など、様々な形の居住支援協議会設立を進めます。また、引き続き各地域で行われる協議会の設立に向けた勉強会等への支援を行います。

また、令和3年3月改定の住生活基本計画(全国計画)において、居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率を令和12年度末までに50%以上にするという目標が設定されました。大阪府においても同様の目標を設定するとともに、居住支援協議会の設立数を観測指標として把握していきます。

<目標②> 居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率：50%（令和12年度）

（目標値の考え方）

住生活基本計画（全国計画）に示されている「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率50%（令和12年度）」を目標として設定

<現状>

・府内の居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率（R3.4.1時点）

居住支援協議会設立市：豊中市、岸和田市

（豊中市：400,955人 + 岸和田市：187,655人） / 8,802,755人 = 6.7%

⑥連携、情報共有の強化

居住支援に関わる者が、それぞれの分野で活動するだけでなく、他の分野の情報も把握し連携することで、相乗効果を高めていく取組みを進めていきます。また、住宅確保要配慮者が、支援を受けるだけでなく、場合によっては何らかの役割を担うことで、お互い様の関係や別の支援体制へのつながりが期待できます。

円滑な居住支援のため、令和3年6月に国土交通省及び法務省が策定した「残置物の処理等に関するモデル契約条項」による死後事務委任契約や、国土交通省において検討が進められている「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」、前述した公営住宅の目的外使用手続きなど、住宅の賃貸借契約に係る基準や指針、手続き等について、関係者間の情報共有を強化します。

（4）住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項（住宅セーフティネット法第5条第2項第2号ハ）

登録された住宅について、住宅セーフティネット法に基づき適切な運用が行われるよう指導監督を行い、必要に応じて登録事業者から報告徴収等を行い、悪質と認められる場合には登録を取消します。

（5）計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。なお、計画の達成状況の評価や社会・経済の変化、関連する計画との整合性などから、おおむね5年を基本として、必要に応じて計画の見直しを行います。

■高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「高齢者住まい法」という。）

（1）当該都道府県の区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標（高齢者住まい法第4条第2項第1号）

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯、性的マイノリティ及びその他の住宅確保要配慮者について、その属性による特性はありますが共通する課題等も多く、また複数の課題を持つ住宅確保要配慮者もいるため、大阪府の各種計画による取組みとも連携し、総合的な支援を行うことが必要です。

行政の各種制度・基準等、予算、年度のはざまなどに捕らわれず、包括的で柔軟性やスピード感を持った対応が期待できる居住支援法人や居住支援協議会等と、その居住支援法人や居住支援協議会等を様々な面から支援する行政とが連携することで、支援を必要とする人に必要なタイミングで支援を行うことができる居住支援体制を構築していきます。

（2）高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項（高齢者住まい法第4条第2項第2号イ）

大阪府高齢者計画2021における各種の取組みとも連携し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において安心してくらせるよう、高齢者向け住宅を供給する必要があります。令和3年3月改定の住生活基本計画（全国計画）において、65歳以上の高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合を令和12年度末時点で4%とする目標が示されていますが、大阪府内においては、令和2年度末時点で達成しています。このため、今後、高齢者向け住宅の供給戸数については、目標値を設定せず観測指標として把握していきます。また、団塊世代の一時的な需要に対応するため、65歳以上人口だけでなく75歳以上人口の動向にも注視しつつ、既存ストック改修等による小規模な高齢者向け住宅の供給等を検討します。

サービス付き高齢者向け住宅の入居者に対して、真に必要な介護保険サービスが提供されるよう、大阪府高齢者計画2021（介護給付適正化計画）における介護給付等適正化の取組みを進めます。市町村は、国の「介護給付適正化計画の計画策定に関する指針」等に基づき、適正化事業を実施していますが、保険者の体制等には差があり、

取組みにもばらつきがあることから、大阪府としては、先行事例の共有等を通じ市町村の取組みを支援します。また、不適正な事業運営が疑われる事案に対しては、保険者や関係機関と連携し、指導・監督の実施等により対応します。

上記から、高齢者向け住宅の戸数及びサービス付き高齢者向け住宅の入居率を観測指標とするとともに、高齢者住まい法第7条第1項第9号の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の基準を改め、次のとおりとします。

サービス付き高齢者向け住宅の基準の追加

1) 緊急通報装置の設置

入居者の心身の状況が急変した場合にサービス提供者に通報できるよう、少なくとも住戸内の居室部分、便所及び浴室に緊急通報装置を備えること。なお、共用部分に設置する、入居者が利用する便所及び浴室についても同様とする。

2) 耐火性能の確保

延べ面積 200 m²以上又は階数 4 以上の場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

3) 旧耐震建築物の耐震性の確保

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた建築物については、耐震診断を行うとともに、必要に応じて、耐震改修により耐震性の確保を行うこと。

4) 入居契約前の書面説明による状況把握・生活相談サービス以外の外部サービスの選択性の確保

入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に定める状況把握サービス及び生活相談サービス以外で入居者が日常生活を営むために必要なサービス（利用権方式の契約において居住部分と一体として提供されるサービスを除く。）については、入居者がその利用や事業者を選択できることについて、書面を交付して説明すること。なお、介護保険法に定める「特定施設入居者生活介護」の指定を受ける場合はこの限りではない。

介護保険に係るサービスを提供する施設の整備目標量

介護保険に係るサービスを提供する施設の整備については、大阪府高齢者計画（「大

「大阪府高齢者福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」による目標量とします。

参考：大阪府高齢者計画 2021

介護保険施設等の介護保険にかかるサービスを提供する施設の整備目標量は、各市町村が見込んだ各年度の整備意向等を考慮して設定しています。

①介護保険施設の整備目標量（必要入所定員総数）

介護サービス類型（施設名称）	令和5年度末 整備目標量
指定介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	35,086人分
介護老人保健施設	21,387人分
介護医療院 ※1	133人分 ※2
指定介護療養型医療施設	252人分

※1平成30年4月から新たな介護保険施設「介護医療院」が創設

※2介護医療院の整備目標量には、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分は含まず。

②居住系サービス・地域密着型サービスの整備目標量（必要利用定員総数）

介護サービス類型（施設名称）	令和5年度末 整備目標量
介護専用型特定施設入居者生活介護	542人分
混合型特定施設入居者生活介護	23,988人分
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	13,258人分
地域密着型特定施設入居者生活介護 （定員29人以下の介護専用型特定施設）	587人分
域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（定員29人以下の特養）	4,724人分

※特定施設入居者生活介護

サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、設備及び運営に関する基準等を満たし、指定を受けたもの。

なお、特定施設入居者生活介護のうち、入居者が要介護者と配偶者に限られているものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設という。

介護保険以外の施設サービスを提供する施設の整備目標量

介護保険以外の施設サービスを提供する施設の整備については、大阪府高齢者計画（「大阪府高齢者福祉計画」及び「介護保険事業支援計画」）による目標量とします。

参考：大阪府高齢者計画 2021

介護保険外のサービスを提供する施設の整備目標量は、各市町村が見込んだ各年度の整備意向等を考慮して設定しています。

施設名称	令和5年度末 整備目標量
養護老人ホーム	2, 291人分
軽費老人ホーム（A型）	790人分
軽費老人ホーム（ケアハウス）	4, 824人分

- (3) 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項（高齢者住まい法第4条第2項第2号ロ）

立入検査及び報告聴取を実施し、高齢者住まい法による各種整備基準の確認や老人福祉法の遵守を求めるとともに、有料老人ホームに該当するものに対しては、有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく指導を行います。

- (4) 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項（高齢者住まい法第4条第2項第2号ハ）

高齢者住まい法第7条第1項第9号の規定によるサービス付き高齢者向け住宅の基準を改め、次のとおりとします。

サービス付き高齢者向け住宅の基準の追加

1) 緊急通報装置の設置

入居者の心身の状況が急変した場合にサービス提供者に通報できるよう、少なくとも住戸内の居室部分、便所及び浴室に緊急通報装置を備えること。なお、共

用部分に設置する、入居者が利用する便所及び浴室についても同様とする。

2) 耐火性能の確保

延べ面積 200 m²以上又は階数 4 以上の場合は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に定める耐火建築物又は準耐火建築物とすること。

3) 旧耐震建築物の耐震性の確保

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた建築物については、耐震診断を行うとともに、必要に応じて、耐震改修により耐震性の確保を行うこと。

4) 入居契約前の書面説明による状況把握・生活相談サービス以外の外部サービスの選択性の確保

入居しようとする者に対し、入居契約を締結するまでに、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）に定める状況把握サービス及び生活相談サービス以外で入居者が日常生活を営むために必要なサービス（利用権方式の契約において居住部分と一体として提供されるサービスを除く。）については、入居者がその利用や事業者を選択できることについて、書面を交付して説明すること。なお、介護保険法に定める「特定施設入居者生活介護」の指定を受ける場合はこの限りではない。

- (5) 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業その他の高齢者がその居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとして政令で定める事業(以下「高齢者居宅生活支援事業」という。)の用に供する施設の整備の促進に関する事項(高齢者住まい法第4条第2項第2号ハ)

②居住系サービス・地域密着型サービスの整備目標量（必要利用定員総数）

介護サービス類型（施設名称）	令和5年度末 整備目標量
介護専用型特定施設入居者生活介護	542人分
混合型特定施設入居者生活介護	23,988人分
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	13,258人分
地域密着型特定施設入居者生活介護 （定員29人以下の介護専用型特定施設）	587人分
域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護（定員29人以下の特養）	4,724人分

※特定施設入居者生活介護

サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームのうち、設備及び運営に関する基準等を満たし、指定を受けたもの。

なお、特定施設入居者生活介護のうち、入居者が要介護者と配偶者に限られているものが介護専用型特定施設で、それ以外が混合型特定施設という。

（6）計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、計画の達成状況の評価や社会・経済の変化、関連する計画との整合性などから、おおむね5年を基本として、必要に応じて計画の見直しを行います。